

第3次香美町総合計画 素案

**令和7年10月10日現在
香美町**

目次

第1部 序論.....	1
第2部 基本構想.....	25
第3部 基本計画.....	30
第1章 基本計画（分野別計画）の体系	31
【基本方針1】地域経済	34
主要施策1 観光・交流.....	34
主要施策2 商工業	36
主要施策3 農林業	38
主要施策4 漁業・水産加工業	41
【基本方針2】生活安全	43
主要施策1 防災.....	43
主要施策2 交通安全・防犯	45
主要施策3 消費生活	47
主要施策4 人権・男女共同参画	48
【基本方針3】健康・福祉.....	50
主要施策1 健康・医療.....	50
主要施策2 福祉.....	52
【基本方針4】子育て・教育・学習	54
主要施策1 子ども・子育て	54
主要施策2 学校教育	56
主要施策3 生涯学習	59
主要施策4 スポーツ.....	61
主要施策5 文化芸術・歴史	63
【基本方針5】生活基盤・環境	65
主要施策1 移住定住	65
主要施策2 住環境	67
主要施策3 公共インフラ.....	69
主要施策4 公共交通	72
主要施策5 環境衛生	74
主要施策6 環境保全	76
【基本方針6】行政経営	78
主要施策1 参画・協働.....	78
主要施策2 情報発信・情報共有	80
主要施策3 効果的・効率的な行政運営	82
主要施策4 財政運営	85

第 1 部 序論

第 1 章 第 3 次香美町総合計画の概要

1 計画策定の目的

2005（平成 17）年 4 月 1 日、旧美方町、旧村岡町、旧香住町の 3 町が合併し、香美町が誕生しました。

2007（平成 19）年 3 月、人口減少や少子高齢化、経済の低迷等、町民生活や町財政に重大な影響を及ぼす課題の解消に向けて、総合的な町政運営の基本方針として「第 1 次香美町総合計画」を策定しました。

この計画に基づき、住民と行政が協働・連携を深め、本町の豊かな山・川・海の自然を生かし、子どもから高齢者までが「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」をめざし、各種施策の具現化に取り組んできました。

その後、将来を担う子どもたちが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」等とを感じるような、まちへの愛着を醸成するために、「第 2 次香美町総合計画」を策定し、「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」をまちの将来像に掲げ、その実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

しかし、本町を取り巻く状況においては、合併当初の危機的財政状況から着実に健全化への道を歩んでいるものの、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方経済の長期低迷等から、依然として厳しい町政運営を強いられており、社会経済情勢の目まぐるしい変化への対応など、これまで以上に自治体の対応力が求められています。

そこで、本町が直面している地域課題や社会経済情勢、多様化する町民ニーズへの対応に向け、戦略的で実効性のある町政運営を進めるため、「第 3 次香美町総合計画」を策定します。

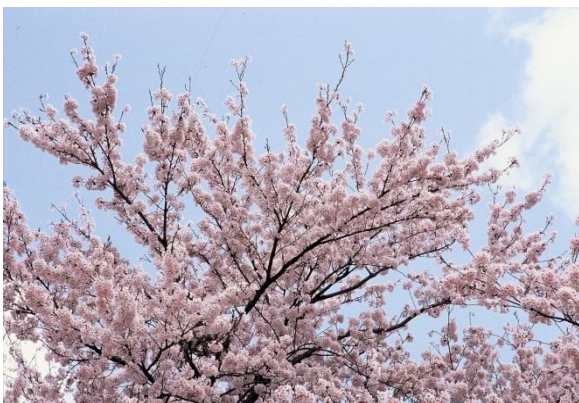
町木・町花



ブナ



シイ



サクラ



ユウスゲ

第 1 章 第 3 次香美町総合計画の概要

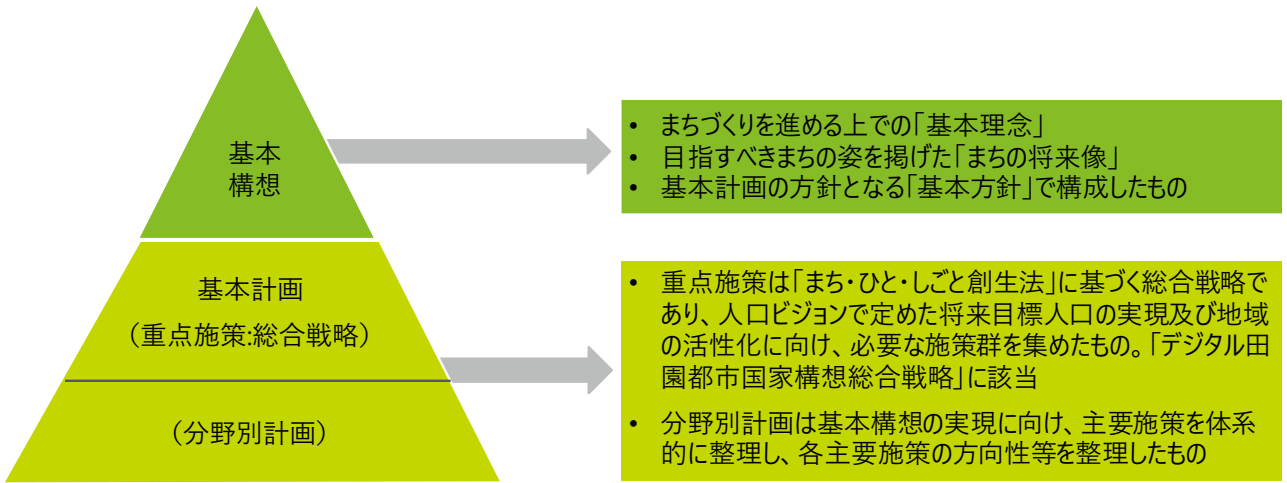
2 計画の構成と計画期間

総合計画は「まちづくりの基本的な指針」として、基本理念やまちの将来像等を示す「基本構想」とまちの将来像の実現に向けて基本的な諸施策を体系別に示す「基本計画」で構成します。

また、第 3 次香美町総合計画のうち、併せて改訂する香美町人口ビジョン（第 3 版）に基づく長期的な展望を踏まえつつ、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、地方創生に主眼を置いた施策群を基本計画の「重点施策（第 3 期香美町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」として明確に位置付け、総合計画と一体的に策定します。

重点施策については、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づくものであり、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として策定するものであり、総合計画（基本構想）の「まちの将来像」を「地域ビジョン」として位置付け、デジタルの力を活用しながら、地方創生の取組を進めます。

図表 1-2-1 第 3 次香美町総合計画の構成及び計画期間



	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度	2031 (令和13) 年度	2032 (令和14) 年度	2033 (令和15) 年度	2034 (令和16) 年度	2035 (令和17) 年度
基本構想	10年間									
基本計画 (重点施策)	前期5年間					後期5年間				
基本計画 (分野別計画)	前期5年間					後期5年間				

第2章 香美町の概況

1 町の概況

本町は兵庫県北部に位置する日本海に面する地域で、内陸部は標高 1,000m級の中国山地に囲まれ、林野が約 86%を占めています。町の中心を南北に縦断する矢田川水系沿いに耕地や居住地を形成し、総面積 368.77km²と広大なエリアで、但馬地域の約 17%を占めています。

海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、山間部は氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園に指定されるなど、自然公園区域が多くを占める多様な自然環境を有しています。

また、東は京都府京丹後市から西は鳥取県鳥取市までの約 120km が「山陰海岸ジオパーク」として、ユネスコ世界ジオパークに認定されています。

2 連携交流軸とゾーニング

本町は特色豊かで多様な自然環境を有しており、山・川・海を活用した健康保養地域としての役割や、良質で安全安心な食料を生産する地域としての役割、ツーリズムを展開する体験交流地域としての役割を担っています。

この役割を担うためには、それぞれの地域の特徴を生かすとともに、相互補完を行うなかで有機的連携を図り、地域全体として魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

そこで、以下のとおり「連携交流軸」と「ゾーニング」を位置付けます。

【連携交流軸】

① 広域連携交流軸

JR 山陰本線、山陰近畿自動車道、国道 9 号、178 号、482 号を地域内外との「広域連携交流軸」とします。

② 地域内連携交流軸

国道 482 号、主要地方道香住村岡線、村岡小代線を地域内連携や交流を図る上での「地域内連携交流軸」とします。

【ゾーニング】

① 海の恵み体験交流ゾーン

日本海の豊かな海洋資源を活用した産業、観光、交流レクリエーションのゾーンとします。

② 生活交流ゾーン

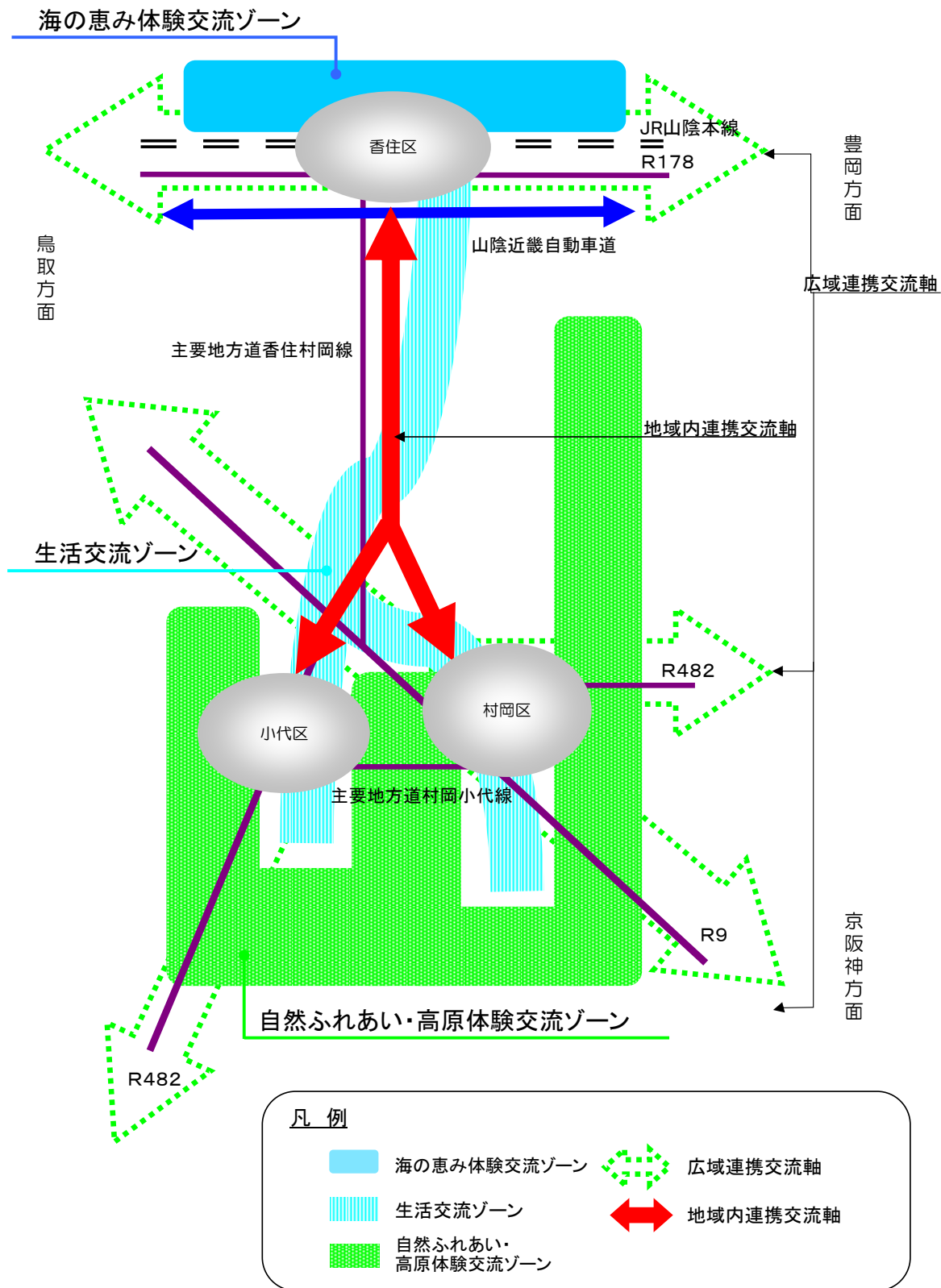
保健、医療、福祉、教育、文化の提供とさまざまな交流の機会を創出するゾーンとします。

③ 自然ふれあい・高原体験交流ゾーン

美しく雄大な山々と高原を活用した産業、観光、交流レクリエーションのゾーンとします。

第2章 香美町の概況

図表 2-2-1 連携交流軸とゾーニング（イメージ図）



第2章 香美町の概況

3 地域自治区

本町は、町長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、「美方町、村岡町、香住町合併協議会」において締結された「地域自治区の設置に関する協議」に基づき、地域自治区を設置しています。

地域自治区の名称は、合併前の美方町、村岡町及び香住町であった区域ごとに小代区、村岡区及び香住区とし、地域自治区の事務所を香美町小代地域局、香美町村岡地域局、香美町役場に設置するとともに、各地域自治区に地域協議会を設置しています。

地域協議会は「町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができ」、また町長は、「町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない」とされています。

4 歴史

町内には、縄文・弥生・古墳時代の遺跡や遺物があり、古くから人々の暮らしが営まれていたことが確認されています。中世以降は、但馬山名氏が山陰道の西のかなめとして土着の豪族に城や砦を築かせ、領地を治めていました。戦国時代の秀吉の但馬進攻以後、変遷を経て、旧香住町域は小出氏の領有に、旧村岡町域と旧美方町域は山名氏の領有になりました。

その後、旧香住町域である美含郡は出石藩領と豊岡藩領に分かれ、出石藩領は小出氏、松平氏、仙石氏と藩主が変遷、仙石騒動により幕府領となりました。また、豊岡藩領は糸井京極家が治め、旧村岡町域及び旧美方町域の七美郡は山名氏が治めました。

明治に入り、廃藩置県によって久美浜県、出石県、村岡県が置かれ、1871（明治4）年11月、旧3町はいずれも豊岡県に合併されました。その後、1876（明治9）年に豊岡県は廃止されて兵庫県に統治されました。

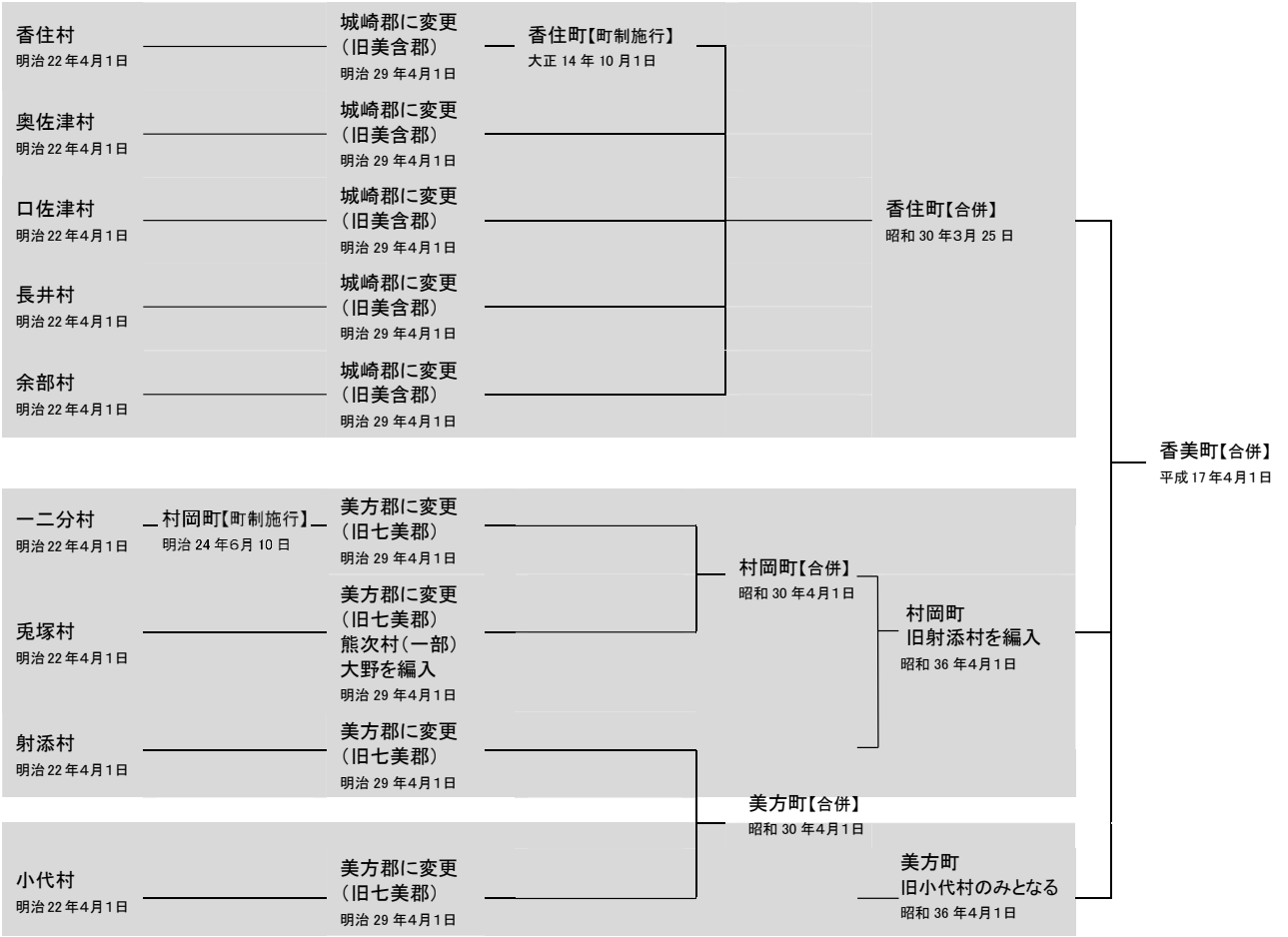
1889（明治22）年4月1日、町村制の施行により9つの村が発足しました。その後、1891（明治24）年、1925（大正14）年の町制施行により、一二分村が「村岡町」、香住村が「香住町」に改称し、1955（昭和30）年の「昭和の大合併」により、旧香住町、旧村岡町、旧美方町が発足し、1961（昭和36）年に旧美方町の一部（旧射添村）が旧村岡町に編入されました。

2005（平成17）年4月1日、「平成の大合併」により「香美町」が誕生しました。

（参考資料 『兵庫県の地名 I』日本歴史地名大系 29 I 平凡社）

第2章 香美町の概況

図表 2-4-1 町域の変遷



第2章 香美町の概況

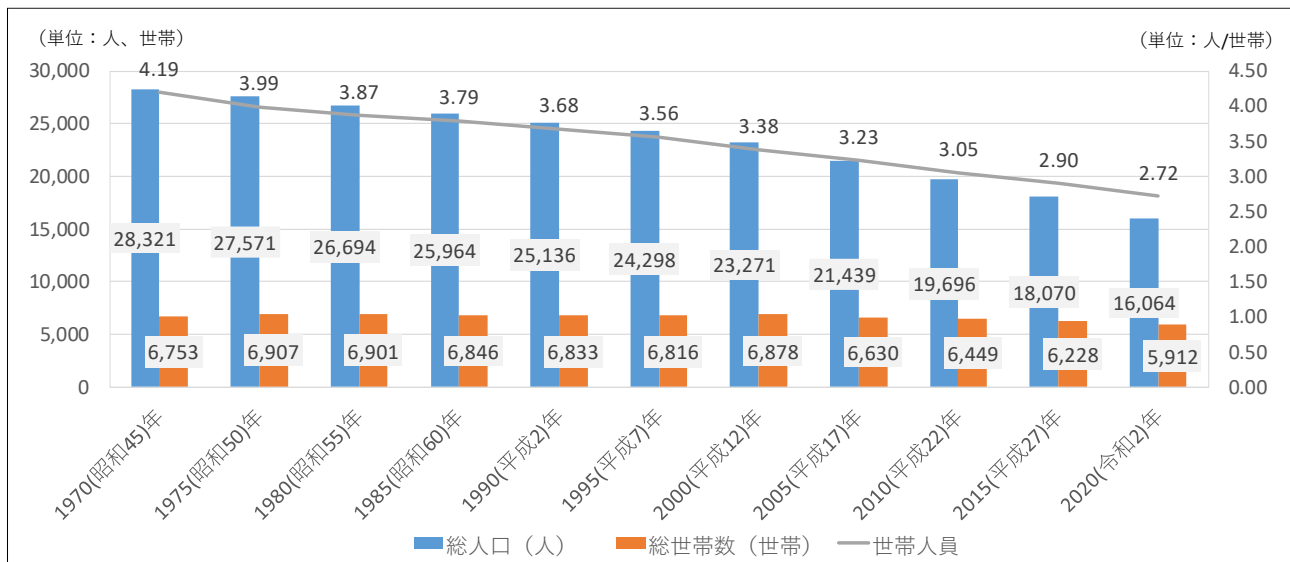
5 人口の動向

■ 総人口、総世帯数、世帯人員等の推移

本町の総人口は、長年減少傾向であり、5年ごとの推移をみると、2000（平成12）年以降は増減数が5年間で1,000人以上減少しており、2020（令和2）年には、減少数は2,000人を超え、総人口が16,064人になるなど、近年大きく人口が減少しています。また、総世帯数も2000（平成12）年以降、同様に減少傾向にあります。（図表2-5-1）

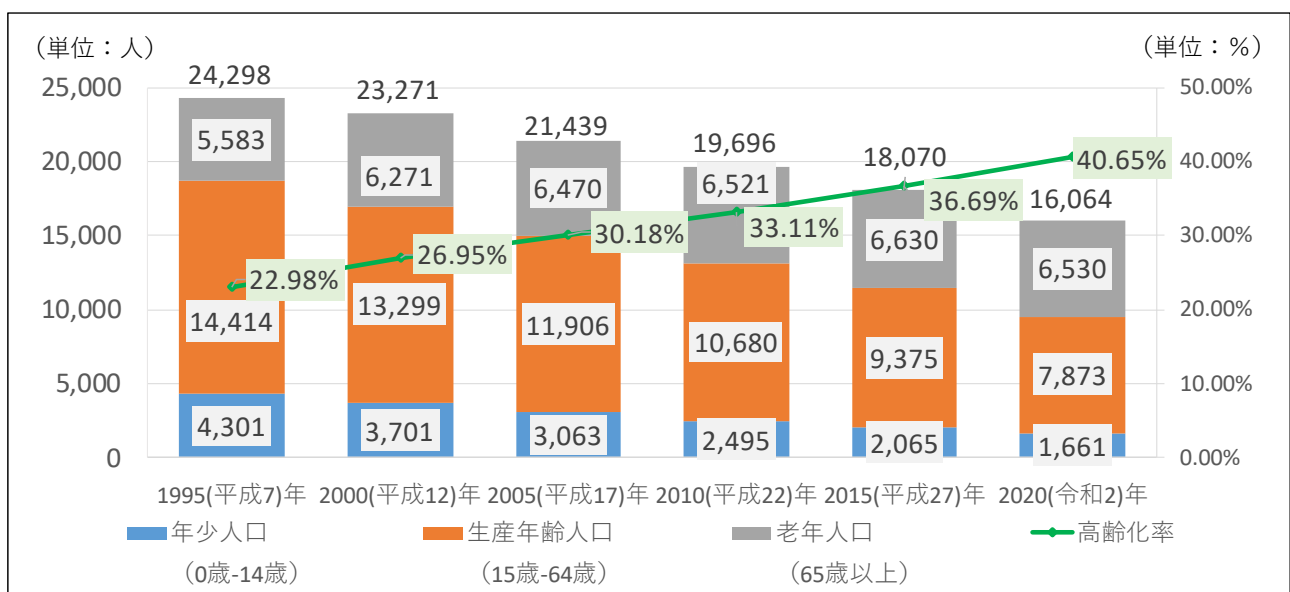
年齢3区分別の人口を2000（平成12）年と2020（令和2）年で比較すると、年少人口は3,701人から1,661人になり、約55%減少しています。生産年齢人口は13,299人から7,873人になり、約40%減少し、高齢化率も年々上昇し、2020（令和2）年には40%を超えました。（図表2-5-2）

図表2-5-1 総人口・総世帯数・世帯人員の推移



出典：総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

図表2-5-2 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



出典：総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

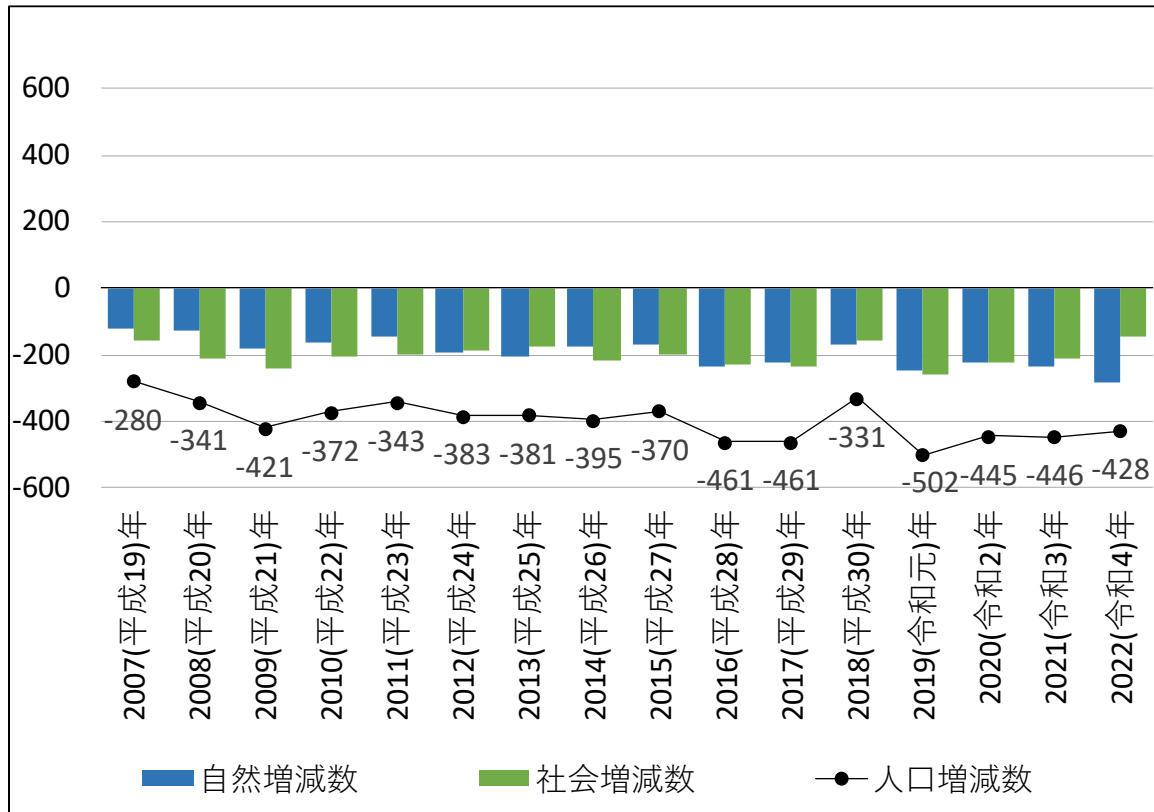
第2章 香美町の概況

■ 自然増減数、社会増減数、人口増減数の推移

人口増減数は、マイナスで推移しており、2016（平成 28）年以降、2018（平成 30）年を除き、1 年間で 400 人以上減少しており、人口減少が進んでいます。

また、自然増減数をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっており、社会増減数をみると、転出数が転入数を上回る社会減の状態となっています。

図表 2-5-3 自然増減数、社会増減数、人口増減数の推移



	自然動態			社会動態			人口増減数
	出生数	死亡数	自然増減数	転入数	転出数	社会増減数	
2007(平成19)年	135	255	-120	422	582	-160	-280
2008(平成20)年	150	279	-129	369	581	-212	-341
2009(平成21)年	131	311	-180	308	549	-241	-421
2010(平成22)年	130	296	-166	307	513	-206	-372
2011(平成23)年	129	272	-143	361	561	-200	-343
2012(平成24)年	119	312	-193	334	524	-190	-383
2013(平成25)年	107	315	-208	306	479	-173	-381
2014(平成26)年	118	293	-175	273	493	-220	-395
2015(平成27)年	104	275	-171	343	542	-199	-370
2016(平成28)年	94	327	-233	293	521	-228	-461
2017(平成29)年	85	310	-225	318	554	-236	-461
2018(平成30)年	103	274	-171	333	493	-160	-331
2019(令和元)年	72	317	-245	293	550	-257	-502
2020(令和2)年	61	285	-224	272	493	-221	-445
2021(令和3)年	53	286	-233	287	500	-213	-446
2022(令和4)年	65	348	-283	320	465	-145	-428

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

第2章 香美町の概況

6 産業・経済に関する動向

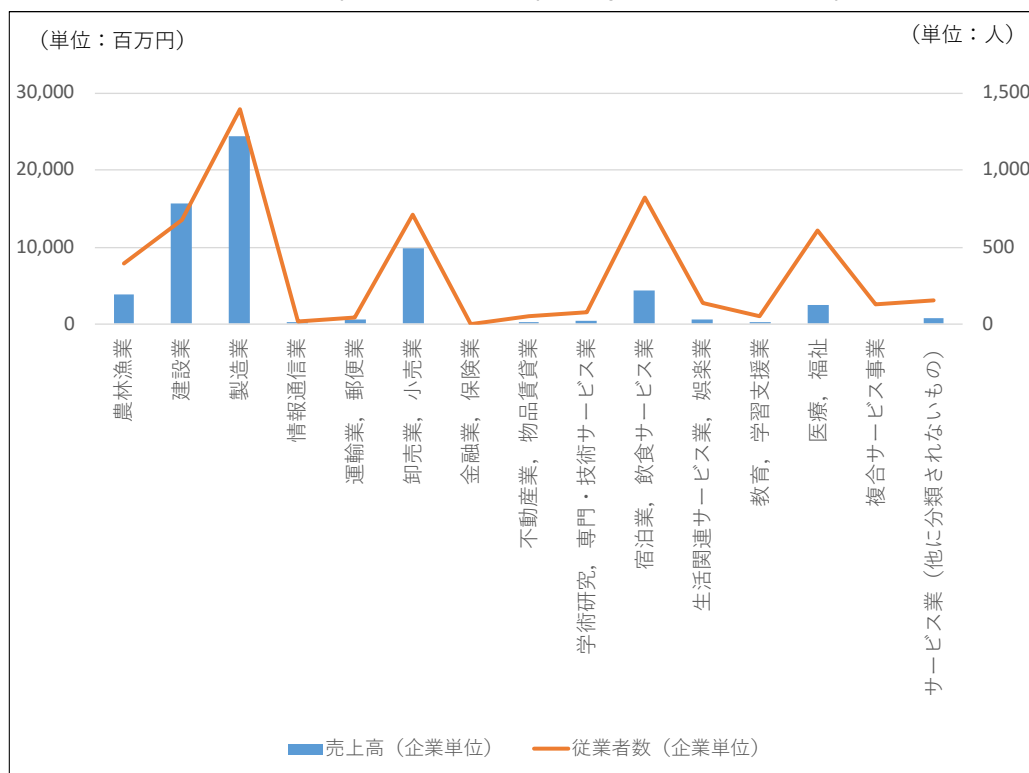
■ 産業大分類別の売上高及び従業者数

2021（令和3）年6月1日時点の産業大分類別の企業単位における売上高は、「製造業」が24,469百万円で一番多く、次いで、「建設業」が15,670百万円、「卸売業、小売業」が9,771百万円となっています。

また、売上高と従業者数の関係性を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」については他の産業大分類と比較して、売上高に対する従業者数が多いことがわかります。（図表2-6-1）

2012（平成24）年と2021（令和3）年の産業大分類別の企業単位における従業者数を比較すると、「農林漁業」「医療、福祉」が増加し、「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」は大きく減少しています。（図表2-6-2）

図表2-6-1 産業大分類別（企業単位）の売上高及び従業者数

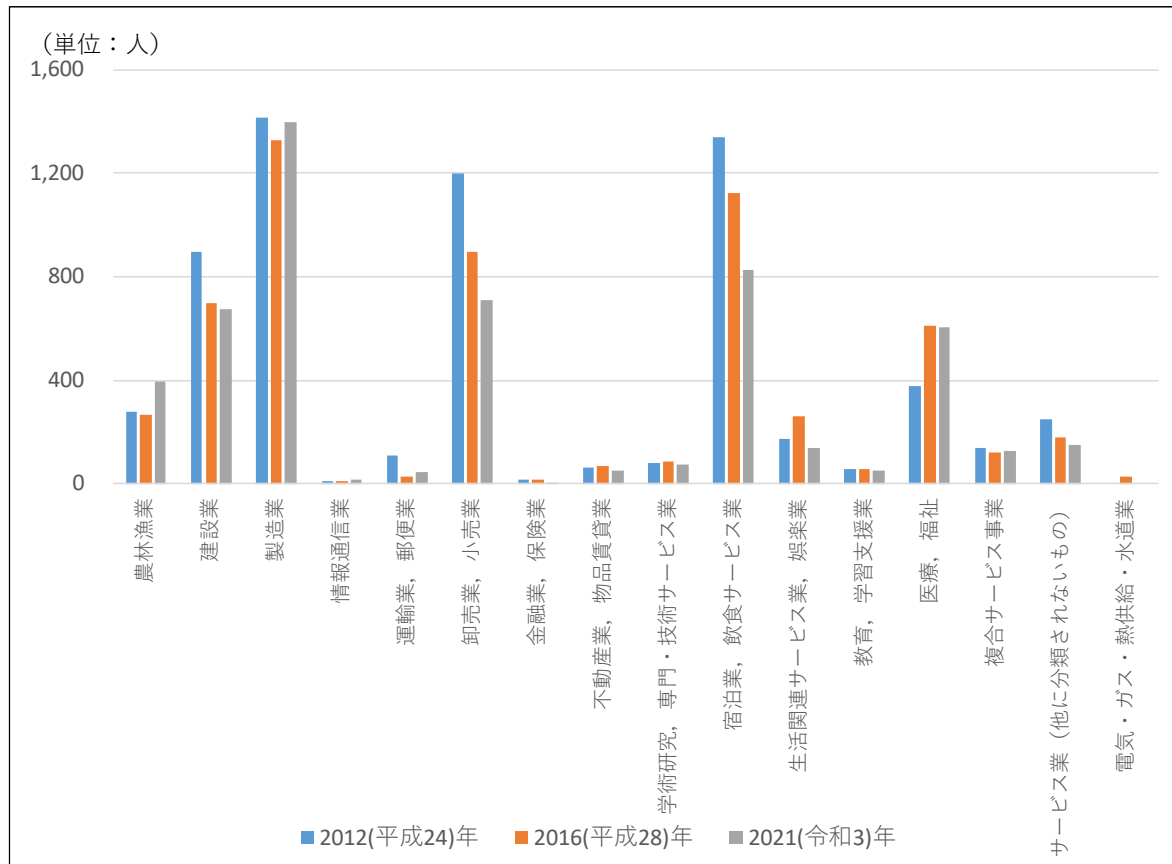


	産業大分類名	売上高(企業単位)	従業者数(企業単位)
1	農林漁業	3,809	397
2	建設業	15,670	675
3	製造業	24,469	1,396
4	情報通信業	88	14
5	運輸業、郵便業	601	46
6	卸売業、小売業	9,771	710
7	金融業、保険業	-	1
8	不動産業、物品賃貸業	192	50
9	学術研究、専門・技術サービス業	497	73
10	宿泊業、飲食サービス業	4,336	825
11	生活関連サービス業、娯楽業	610	140
12	教育、学習支援業	124	51
13	医療、福祉	2,539	605
14	複合サービス事業	-	124
15	サービス業(他に分類されないもの)	690	151

出典：総務省「経済センサス－活動調査（2021(令和3)年6月1日現在）」

第2章 香美町の概況

図表 2-6-2 産業大分類別（企業単位）の従業者数の推移



	産業大分類名	2012(平成24)年	2016(平成28)年	2021(令和3)年
1	農林漁業	280	268	397
2	建設業	894	700	675
3	製造業	1414	1328	1,396
4	情報通信業	12	12	14
5	運輸業、郵便業	106	24	46
6	卸売業、小売業	1201	895	710
7	金融業、保険業	14	14	1
8	不動産業、物品賃貸業	64	68	50
9	学術研究、専門・技術サービス業	81	84	73
10	宿泊業、飲食サービス業	1339	1122	825
11	生活関連サービス業、娯楽業	175	263	140
12	教育、学習支援業	58	56	51
13	医療、福祉	377	611	605
14	複合サービス事業	138	119	124
15	サービス業（他に分類されないもの）	247	177	151
16	電気・ガス・熱供給・水道業	-	24	-

出典：総務省「経済センサス－活動調査（2012(平成24)年2月1日、
2016(平成28)年6月1日、2021(令和3)年6月1日現在）」

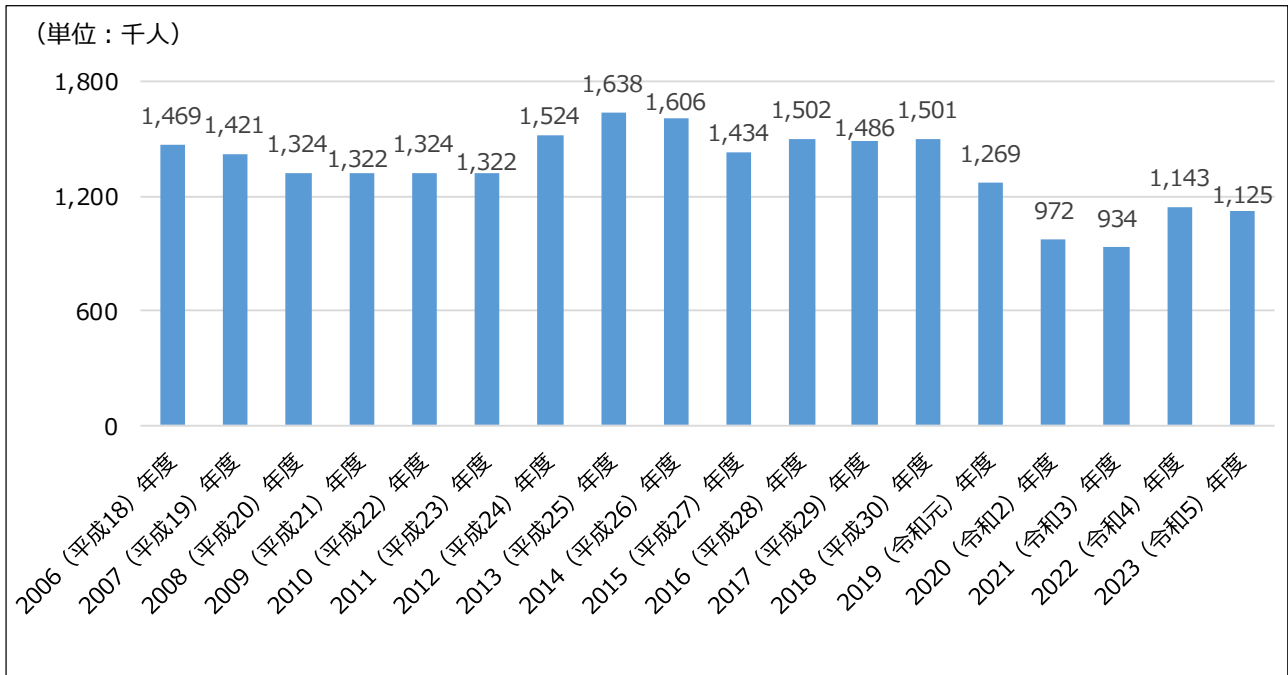
第2章 香美町の概況

7 観光に関する動向

■ 観光入込客数

観光入込者数は、2013（平成25）年度をピークに減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染拡大による影響も大きく受けていましたが、2022（令和4）年度には1,000千人を超えるなど、回復傾向にあります。

図表 2-7-1 観光客入込数の推移



出典：兵庫県「観光客動態調査報告書」を基に作成

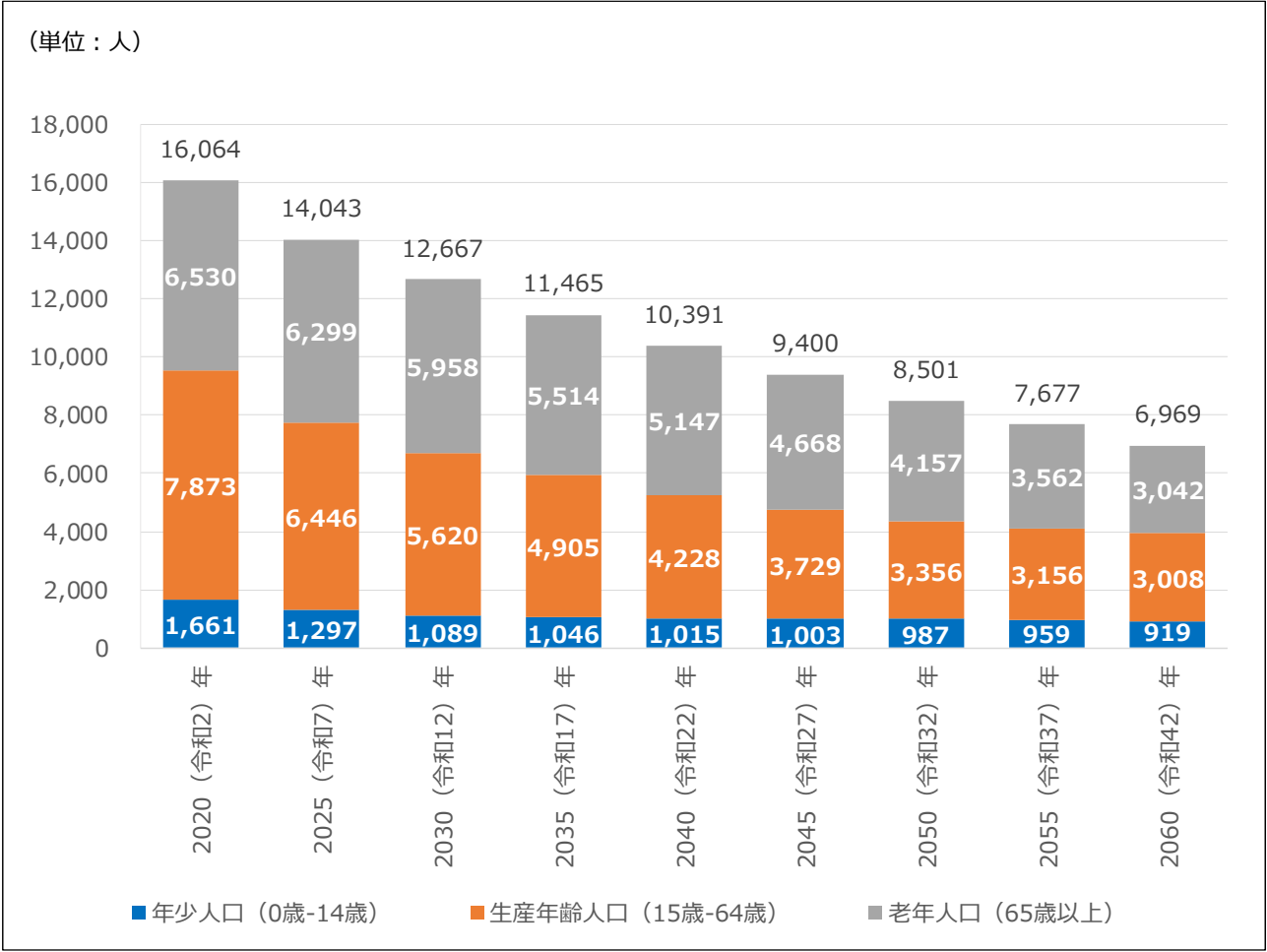
第2章 香美町の概況

8 人口の将来展望

■ 香美町人口ビジョン（第3版）における人口の将来展望

本町の人口の動向や将来人口推計結果を踏まえ、人口の将来展望を示した「香美町人口ビジョン（第3版）」を策定し、人口ビジョンでは、若い世代の移住・定住の促進による若い世代の定住世帯数の増加、結婚・出産・子育ての希望をかなえることによる合計特殊出生率の向上により、2060（令和42）年に総人口を7,000人維持することを将来展望として目標を掲げています。

図表 2-8-1 将来展望の年齢3区分別人口の推移



人口	2020 (令和2)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年	2050 (令和32)年	2055 (令和37)年	2060 (令和42)年
総人口	16,064	14,043	12,667	11,465	10,391	9,400	8,501	7,677	6,969
年少人口 (0歳-14歳)	1,661	1,297	1,089	1,046	1,015	1,003	987	959	919
生産年齢人口 (15歳-64歳)	7,873	6,446	5,620	4,905	4,228	3,729	3,356	3,156	3,008
老年人口 (65歳以上)	6,530	6,299	5,958	5,514	5,147	4,668	4,157	3,562	3,042

第3章 社会的潮流

1 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は 2008（平成 20）年をピークに減少に転じており、近年は減少幅が拡大しています。また、1 人の女性が産む子どもの数である出生率の低下により若年人口が減少する少子化と、人口に占める 65 歳以上の割合が増加する高齢化が同時に進行しています。2023（令和 5）年の合計特殊出生率は 1.20 である一方、高齢化率は 29.1%となっています。総人口の減少は今後も続き、2055（令和 37）年には約 1 億人にまで減少するとされています。労働力人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による社会保障費の拡大が予想され、現役世代に対する負担は今後も増大していくものと考えられています。

2 価値観やライフスタイルの多様化

近年、仕事と家庭の両立を目指す人々の増加や、単身世帯の増加、ワークライフバランスを積極的に進めるなど、家族や仕事に対する考え方に変化がみられています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以降は、テレワークの増加やオフィス需要の低下から地方移住への関心の高まりなど、人々のライフスタイルが多様化しつつあります。

政府においても、国家公務員の女性職員積極採用や男女を問わない職員のワークライフバランス推進など、働きやすい職場環境の整備や、多様な価値観を認めあい、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

3 安全・安心に対する国民意識の高まり

国の防災基本計画（2024（令和 6）年 6 月一部修正）では、防災は自然災害が発生しやすい日本において、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための行政上最も重要な施策であるとされています。災害に強い国づくり・まちづくり実現のため、交通・通信機能の強化や避難所の整備、公共施設や住宅の安全化等の施策が講じられています。また、自然災害だけでなく 2019（令和元）年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、地域での人々の支えあいや交流といった機会の重要性が再認識される契機となりました。こういった自然災害や感染症の流行の経験から、国民安全・安心に対する意識が高まっています。

4 地球規模での環境問題の深刻化

2022（令和 4）年に世界人口は 80 億人を突破し、人間の経済活動の活発化に伴い、地球環境への負荷は増大しています。急激な気候変動、海水温の上昇、生物多様性の喪失、環境汚染等地球規模の環境問題の解決は喫緊の課題となっています。

日本においても近年の異常気象による水害や猛暑、海水温の上昇等により農作物の収穫量や水産資源の漁獲量への影響が問題視されています。こうした社会生活へ直接的な影響をもたらす地球温暖化への危機感の高まりから、ゼロカーボンシティの実現を目指す地方公共団体は 2019（令和元）年 9 月の 4 自治体から 2021（令和 3）年 9 月には 464 自治体と加速度的に増加しています。

政府は地球温暖化対策計画（2021（令和 3）年 10 月）において 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素に向けた取組を加速させていくとしています。

第3章 社会的潮流

5 ICT・AI 等デジタル化の加速

ICT の発達や SNS、AI 等の活用が飛躍的に進み、日常生活や教育、企業活動に近年大きな変化がみられています。こうした技術の進歩は人々の生活を豊かにするとともに、日常生活において欠かせない存在となっています。政府は、地方が抱える課題に対してデジタルを活用することで解決を目指す取組を進めています。その一環として、国では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023（R5）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組を行っています。

6 経済情勢の動向

日本経済は2019（令和元）年に始まったコロナ禍を脱し、最近では企業が大幅な賃上げに踏み切ったことや、株価が史上最高値を更新したことなど、前向きな動向がみられています。一方で、ロシア・ウクライナ戦争の勃発、中東情勢の不安定化、円安の進行等、海外を中心とした経済情勢の急激な変化により原材料や燃料価格を中心とした物価高が続いています。こうした物価高に賃上げが追いついておらず、国内消費の減少や投資意欲の減退などが懸念されています。

政府は経済財政運営と改革の基本方針 2024（2024（令和6）年6月）において、デフレからの脱却を目指し、中小企業や地方経済においても賃上げの流れを達成・定着させることを目標に、官民が連携して必要な投資を実行するとしています。

7 持続可能な社会の実現に向けて

2015（平成27）年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の取組は地方自治体の地域課題の解決に資するものであり、地方創生のための足掛かりとすべきものとされています。

政府は、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2023（令和5）年12月）において、国全体で「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、様々な地域課題を抱える地方自治体において、積極的に SDGs の取組を実施していくことが必要とされています。地方自治体が SDGs のステークホルダーとして、地域課題解決を目指し、官民連携による多様で独自の SDGs の実施を推進する役割が期待されています。

第4章 まちづくりに関する住民の意見

1 調査目的

本町では、「第2次香美町総合計画」に基づき、まちの将来像である「こどもたちに 夢と未来をつなぐまち」の実現を目指して、計画的なまちづくりを進めていましたが、著しい社会情勢の変化に対応したよりよいまちづくりを進めるため、「第3次香美町総合計画」（計画期間：2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）を策定することとしています。

計画の策定に当たって、町民の皆さまの意向や町の施策の満足度、重要度などについて把握し、今後のまちづくりを進めるための貴重な資料とするため、18歳以上の町民の皆さまの中から、無作為に抽出した2,000人の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

2 調査概要

調査対象	町内在住の18歳以上の住民2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収、インターネットを通じたアンケート回答
調査期間	2024（令和6）年8月8日～2024（令和6）年9月2日
回収結果	有効回収数793人（郵送609人、WEB184人）、回収率39.7%

3 設問構成

- （1）回答者の属性に関する設問（問1～問8）
- （2）まちへの愛着度・定住意向に関する設問（問9～問10）
- （3）香美町で生活する上での困りごとに関する設問（問11～問12）
- （4）町が実施している施策の満足度、今後の重要度・注力度、不満理由に関する設問（問13～問32）
- （5）自由記述

第4章 まちづくりに関する住民の意見

4 主な調査結果

(1) 香美町に対する愛着度

- ・ 香美町への愛着については、「愛着を感じる」が 77.9%、「愛着を感じない」が 18.2%となっています。
- ・ 男女別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、男性では 80.0%、女性では 77.3%となっています。
- ・ 年齢別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「18～19 歳」で 87.5%と最も高く、次いで、「55～59 歳」で 84.1%、「20～24 歳」で 84.0%となっています。
- ・ 職業別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「公務員・団体職員」で 84.2%と最も高く、次いで、「会社員・会社役員」で 80.6%、「学生」で 80.0%となっています。
- ・ 居住区別にみると、「香住区」、「村岡区」、「小代区」それぞれで約 8 割の方が「愛着を感じる」と答えています。
- ・ 居住年数別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「1 年未満」で 88.9%と最も高く、次いで、「30 年以上」で 80.1%、「20 年以上 30 年未満」で 76.5%となっています。

図表 4-4-1 香美町に対する愛着度

		愛着を感じる	愛着を感じない	無回答	n
性別	全体	77.9	18.2	3.9	793
	男性	80.0	17.2	2.8	360
	女性	77.3	18.1	4.5	419
	選択せず	33.3	50.0	16.7	12
年齢	18～19歳	87.5	12.5		8
	20～24歳	84.0	12.0	4.0	25
	25～29歳	68.0	24.0	8.0	25
	30～34歳	82.8	13.8	3.4	29
	35～39歳	77.8	22.2		27
	40～44歳	72.5	27.5		51
	45～49歳	76.5	16.2	7.4	68
	50～54歳	73.8	23.8	2.5	80
	55～59歳	84.1	13.4	2.4	82
	60～64歳	73.5	22.1	4.4	113
	65～69歳	80.5	15.8	3.8	133
	70歳以上	79.3	15.3	5.3	150
職業	自営業	79.3	18.0	2.7	111
	会社員・会社役員	80.6	16.9	2.5	201
	公務員・団体職員	84.2	13.2	2.6	114
	パート・アルバイト	75.5	20.3	4.2	143
	専業主婦（夫）	69.6	21.6	8.8	102
	学生	80.0	20.0		20
	その他	78.7	17.0	4.3	94
居住地区	香住区	78.5	17.8	3.7	516
	村岡区	76.0	19.4	4.6	196
	小代区	78.5	17.7	3.8	79
居住年数	1 年未満	88.9	11.1		9
	1 年以上 5 年未満	68.0	24.0	8.0	25
	5 年以上 10 年未満	69.2	23.1	7.7	13
	10 年以上 20 年未満	64.1	31.3	4.7	64
	20 年以上 30 年未満	76.5	20.6	2.9	102
	30 年以上	80.1	16.1	3.8	578

第4章 まちづくりに関する住民の意見

(2) 定住意向

- ・ これからも香美町に住みたいと思うかについては、「住み続けたい」が 69.6%、「町外へ移りたい」が 27.6%となっています。
- ・ 「住み続けたい」と答えた方の割合は、男性では 73.1%、女性では 67.3%となっています。
- ・ 年齢別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「70 歳以上」が 78.7%と最も高く、次いで、「55～59 歳」で 78.0%、「65～69 歳」で 77.4%となっています。また、「町外へ移りたい」と答えた方の割合は、「18～19 歳」で 75.0%と最も高く、年齢が上がるにつれて、その割合が低くなる傾向が見られます。
- ・ 職業別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「学生」では 35.0%と最も低くなっており、他の職業ではそれぞれ約 7 割となっています。
- ・ 居住区別にみると、香住区、村岡区、小代区それぞれで約 7 割の方が「住み続けたい」と答えています。
- ・ 居住年数別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「1 年未満」で 88.9%と最も高く、次いで、「30 年以上」で 74.6%、「10 年以上 20 年未満」で 56.3%となっています。

図表 4-4-2 定住意向

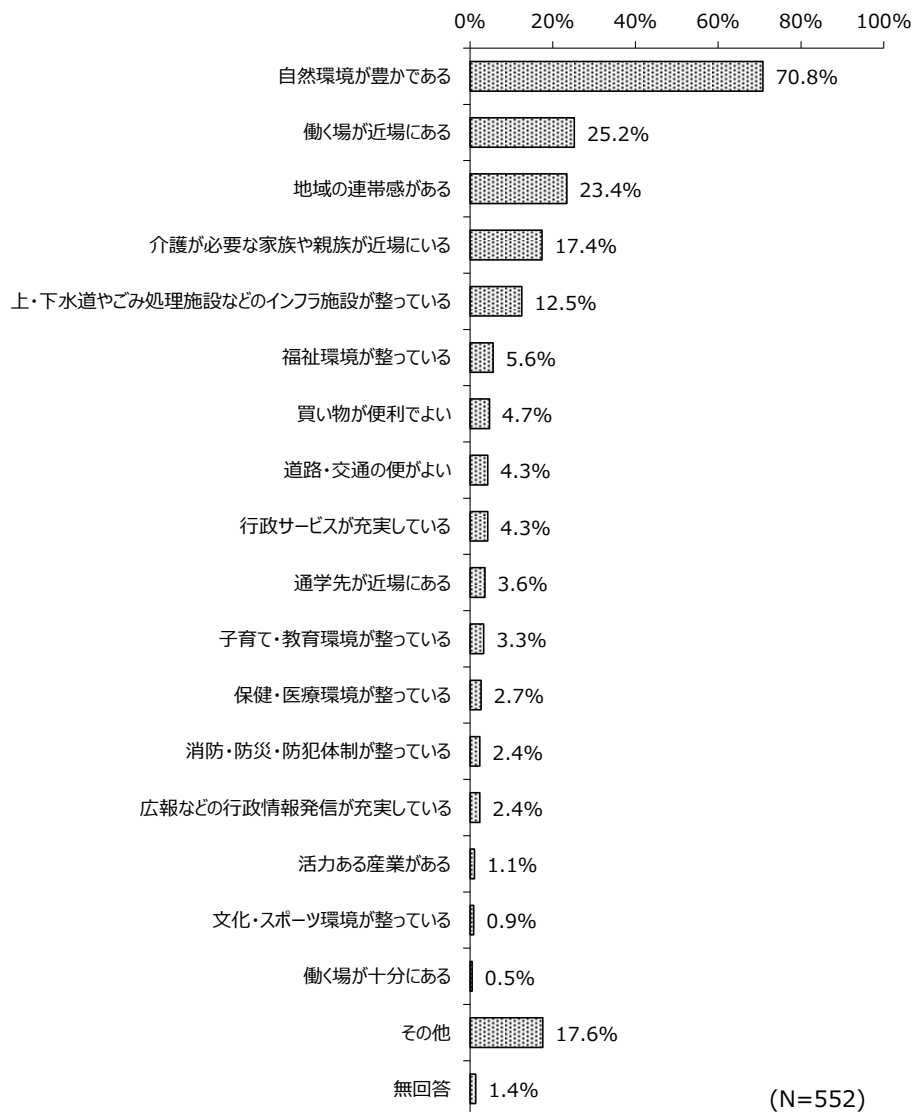
		住み続けたい	町外へ移りたい	無回答	n
性別	全体	69.6	27.6	2.8	793
	男性	73.1	24.7	2.2	360
	女性	67.3	29.4	3.3	419
	選択せず	41.7	58.3		12
年齢	18～19歳	25.0	75.0		8
	20～24歳	44.0	48.0	8.0	25
	25～29歳	48.0	52.0		25
	30～34歳	69.0	27.6	3.4	29
	35～39歳	59.3	40.7		27
	40～44歳	60.8	37.3	2.0	51
	45～49歳	66.2	30.9	2.9	68
	50～54歳	63.8	33.8	2.5	80
	55～59歳	78.0	20.7	1.2	82
	60～64歳	68.1	29.2	2.7	113
	65～69歳	77.4	19.5	3.0	133
	70歳以上	78.7	17.3	4.0	150
職業	自営業	75.7	21.6	2.7	111
	会社員・会社役員	71.6	27.4	1.0	201
	公務員・団体職員	70.2	28.9	0.9	114
	パート・アルバイト	66.4	30.1	3.5	143
	専業主婦（夫）	65.7	27.5	6.9	102
	学生	35.0	65.0		20
	その他	75.5	20.2	4.3	94
居住地区	香住区	70.3	27.1	2.5	516
	村岡区	68.4	29.1	2.6	196
	小代区	68.4	26.6	5.1	79
居住年数	1 年未満	88.9	11.1		9
	1 年以上 5 年未満	48.0	40.0	12.0	25
	5 年以上 10 年未満	46.2	46.2	7.7	13
	10 年以上 20 年未満	56.3	43.8		64
	20 年以上 30 年未満	55.9	43.1	1.0	102
	30 年以上	74.6	22.5	2.9	578

第4章 まちづくりに関する住民の意見

(3) 住み続けたい理由

- ・「自然環境が豊かである」が 70.8%と最も多く、次いで「働く場が近場にある」が 25.2%、「地域の連帯感がある」が 23.4%となっています。

図表 4-4-3 住み続けたい理由

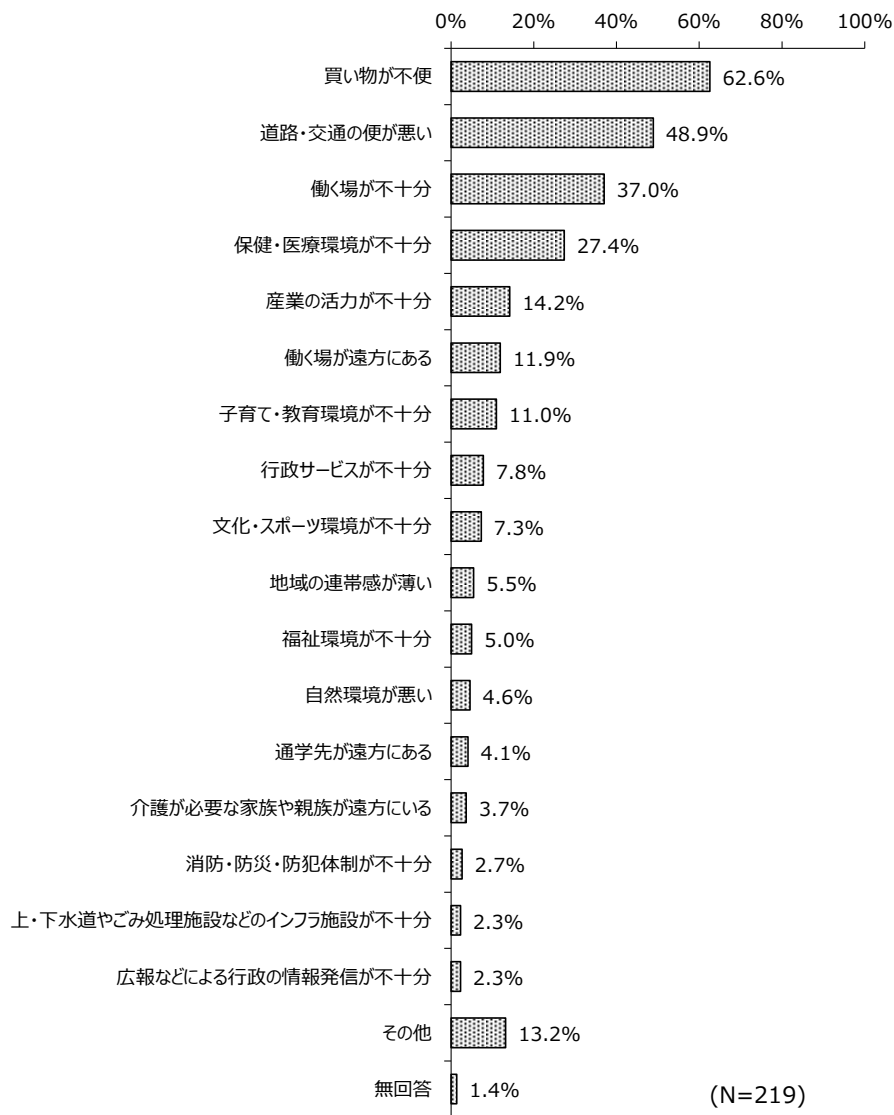


第4章 まちづくりに関する住民の意見

(4) 町外へ移りたいと考える理由

- ・「買い物が不便」が 62.6%と最も多く、次いで「道路・交通の便が悪い」が 48.9%、「働く場が不十分」が 37.0%となっています。

図表 4-4-4 町外へ移りたいと考える理由



第4章 まちづくりに関する住民の意見

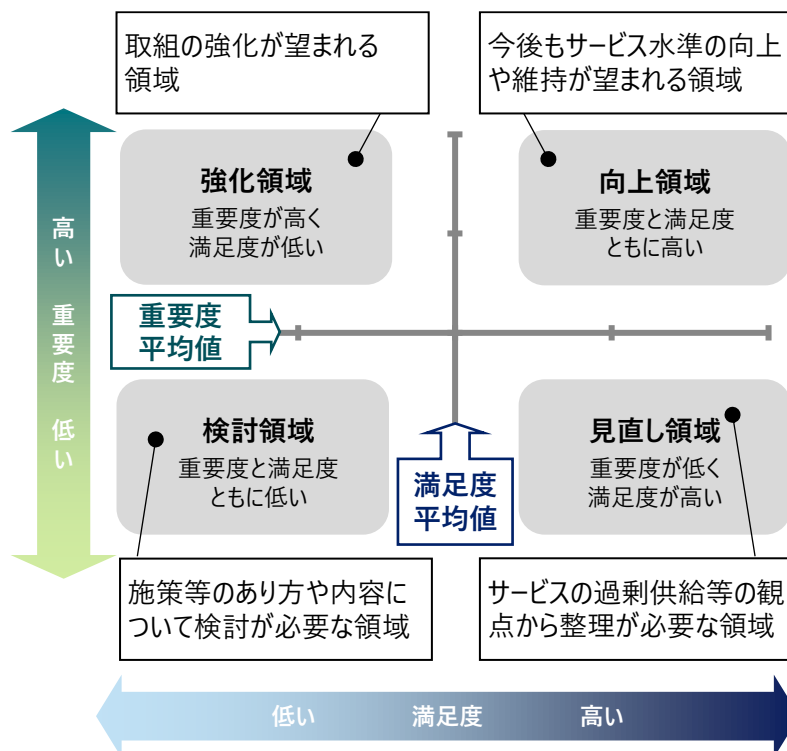
(5) 町が実施している施策の満足度と重要度の2軸分析の方法

第2次香美町総合計画 後期基本計画に掲げられた主要施策を対象に、満足度・重要度調査を実施し、図表 4-4-5 に基づき、各主要施策の評価を点数化し、加重平均値を算出した上で、横軸に「満足度」の加重平均値、縦軸に「重要度」の加重平均値を配置し、町の主要施策に対する相対的な町民の意識を可視化しました。

図表 4-4-5 「満足度」と「重要度」の選択肢に対する配点

満足度		重要度	
選択肢	配点	選択肢	配点
非常に満足	3 点	非常に重要	3 点
満足	2 点	重要である	2 点
やや満足	1 点	少し重要	1 点
わからない	0 点	あまり重要ではない	-1 点
やや不満	-1 点	重要ではない	-2 点
不満	-2 点	全く重要ではない	-3 点
非常に不満	-3 点	-	-

図表 4-4-6 「満足度」と「重要度」の2軸分析イメージ



第4章 まちづくりに関する住民の意見

(7) 町が実施している施策の満足度と重要度の2軸分析の結果（居住地区別、年齢区分別）

「強化領域」：満足度が低く、重要度が高い	「検討領域」：満足度が低く、重要度が低い
「向上領域」：満足度が高く、重要度が高い	「見直し領域」：満足度が高く、重要度が低い

<居住地区別>

- ・ 居住地区別にみると、「香住区」では他の居住地区との相違点として、「水産業を振興するまちの推進」、「地域資源を活かした人と経済の循環を生みだすまちの推進」が「強化領域」に分布し、「村岡区」では他の居住地区との相違点として、「水産業を振興するまちの推進」が「見直し領域」に、「協働で築かれるまちの推進」が「検討領域」に分布しています。
- ・ 「小代区」では、他の居住地区との相違点として、「地域で子育てを担うまちの推進」、「次代を生かす農林業を振興するまちの推進」が「強化領域」に分布し、「生涯を通じ学び合うまちの推進」、「文化を育み創るまちの推進」が「検討領域」に分布、「水産業を振興するまちの推進」、「経営的視点にたった行財政運営がなされるまちの推進」が「向上領域」に分布しています。

<年齢区分別>

- ・ 年齢区分別にみると、全年齢区分で共通しているものとして、「生涯を通じ学び合うまちの推進」、「文化を育み創るまちの推進」、「男女共同参画社会の形成と人権の尊重」、「経営的視点にたった行財政運営がなされるまちの推進」が「見直し領域」に分布し、「快適で心地よい住環境のまちの推進」が「検討領域」に分布、「環境への責任を果たすまちの推進」が「向上領域」に分布しています。

<その他>

- ・ 第2次香美町総合計画 後期基本計画の基本方針Ⅲについては、全体及び居住地区別にみても、全ての主要施策が「向上領域」に分布しています。
- ・ 同計画の基本目標Ⅴの「環境への責任を果たすまちの推進」についても、全体及び居住地区、年齢区分別すべてにおいて、「向上領域」に分布しています。

第4章 まちづくりに関する住民の意見

図表 4-4-9 全体、居住地区、年齢別 各施策の2軸分析結果表

基本方針	主要施策名	全体	居住地区			年齢		
			香住区	村岡区	小代区	18～24 歳	25～64 歳	65 歳以上
基本方針Ⅰ	地域で子育てを担うまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	強化領域	検討領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅰ	学校と地域がつながるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅰ	生涯を通じ学び合うまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅰ	文化を育み創るまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅱ	地域を担う産業人を育むまちの推進	強化領域	強化領域	強化領域	強化領域	検討領域	強化領域	強化領域
基本方針Ⅱ	次代を生かす農林業を振興するまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	強化領域	見直し領域	検討領域	強化領域
基本方針Ⅱ	水産業を振興するまちの推進	強化領域	強化領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	向上領域	強化領域
基本方針Ⅱ	地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまちの推進	検討領域	強化領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅲ	健やかに暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	強化領域	向上領域
基本方針Ⅲ	みんなで支えあい幸せに暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	検討領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅲ	安全安心に暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅳ	みんなでつくる災害に強いまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅳ	交通網が充実したまちの推進	強化領域	強化領域	強化領域	強化領域	検討領域	強化領域	強化領域
基本方針Ⅳ	快適で心地よい住環境のまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅳ	住んでみたいまち、住み続けたいまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	強化領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅴ	自然と共生するまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅴ	環境への責任を果たすまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅵ	協働で築かれるまちの推進	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅵ	男女共同参画社会の形成と人権の尊重	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅵ	経営的視点にたった行財政運営がなされるまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域

第 2 部 基本構想

第1章 基本理念及びまちの将来像

1 基本理念

「町民憲章」はまちづくりの方向を明らかにし、住民一人ひとりが主体的に関わるための「道しるべ」となるものです。そこで、町民憲章を「まちづくりの基本理念」とします。

香美町町民憲章

山・川・海の美しい自然に恵まれた香美町、わたしたちは、この町に住むことに誇りをもち、より豊かな住みよいまちづくりをめざして、ここに町民憲章を制定します。

- 一. ふるさを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち
- 一. 人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち
- 一. 子どもが元気に育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
- 一. 若者が多く住み、働く喜びのある豊かなまち
- 一. 歴史を学び、伝統を尊び、文化を発展させるまち

2 まちの将来像

みんながいいき、笑顔あふれるまち 香美町

第2章 基本方針

3 基本方針

まちの将来像の実現をめざして、まちづくりにおける5つの分野別基本方針及び経営方針を次のとおり掲げ、具体的な施策の展開を図ります。

基本方針1 地域経済

1 観光・交流

食・自然・伝統文化・地場産業など地域資源を活用することで、観光業の関係人口・交流人口の増加を目指すとともに、観光産業に関わる関係団体、事業者とともに持続可能な取組を進めます。

2 商工業

商工会等、関係団体との連携による商工業経営の継続、発展、新規起業等への支援と、雇用の確保に取り組み、地域経済の活性化を促進します。

3 農林業

地域の特性を活かし守りながら、次世代へとつながる持続可能な農林業体系の構築を目指します。

4 漁業・水産加工業

水産資源を有効活用し、次世代へとつながる持続可能な漁業・水産加工業の振興を図ります。

基本方針2 生活安全

1 防災

生命・財産を守るため、町民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちを目指します。

2 交通安全・防犯

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安心安全なまちを目指します。

3 消費生活

高齢者を含めた町民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指します。

4 人権・男女共同参画

人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、町民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指します。

基本方針3 健康・福祉

1 健康・医療

安定した医療体制を確保し、適切な医療を受けることができるまちであるとともに、誰もが自らの健康に関心を持ち、健やかに暮らし続けるまちを目指します。

第2章 基本方針

2 福祉

地域住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、お互いが支え合い・支えられる地域づくりを推進することにより、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

基本方針4 子育て・教育・学習

1 子ども・子育て

出産・育児を支え合い、子育て世代が安心して暮らせるまちを目指します。

2 学校教育

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成を図るとともに、香美町の発展を想い、まちの将来を担う人材を育て、まちの活性化を図ります。

3 生涯学習

誰もが生涯にわたって教養を身に着け、生きがいを感じて暮らせるまちを目指します。

4 スポーツ

スポーツへの関心を高め、全世代が豊かなスポーツライフを楽しむことで、健康な暮らしと活力あるまちを目指します。

5 文化芸術・歴史

地域が一体となって、歴史を伝え、文化を育み、心豊かで魅力あふれるまちを目指します。

基本方針5 生活基盤・環境

1 移住定住

このまちに魅力や愛着を感じるとともに、若者や女性をはじめ誰もが住みたくなるまちを目指します。

2 住環境

町営住宅の改修や管理不全空家の除却、安心して利用できる魅力的な公園の整備・管理を進め、安全安心な住環境の整った、住みよいまちを目指します。

3 公共インフラ

公共インフラの計画的な予防保全による老朽化対策などを進め、公共インフラの整備された快適なまちを目指します。

4 公共交通

通院、買い物など目的地に安全で円滑に移動ができる利便性の高い交通ネットワークのある快適なまちを目指します。

5 環境衛生

適正なごみの分別、町民からのごみ発生抑制、資源化の意識を向上させ、環境にやさしいまちを目指します。

第2章 基本方針

6 環境保全

町民、事業者、行政などが一体となり、豊かな自然を次代に継承し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指します。

4 経営方針

まちの将来像の実現をめざして、まちづくりにおける5つの分野別基本方針の実現のため、進めていく経営方針について、次のとおり掲げ、推進していきます。

基本方針6 行政経営

1 参画・協働

互いを認め合いながら町民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組み、町民一人ひとりが主役となるまちを目指します。

2 情報発信・情報共有

住民一人ひとりが必要な情報を確実に受け取ることができるとともに、誰もが安心して暮らすことができる、信頼性と効率性を兼ね備えた情報発信基盤を持つまちを目指します。

3 効果的・効率的な行政運営

行政評価や行政改革など様々な視点で PDCA サイクルによる行政経営のマネジメントを推進するとともに、職員の人材育成を積極的に推し進め、効率的で利便性の高い行政サービスを提供するまちを目指します。

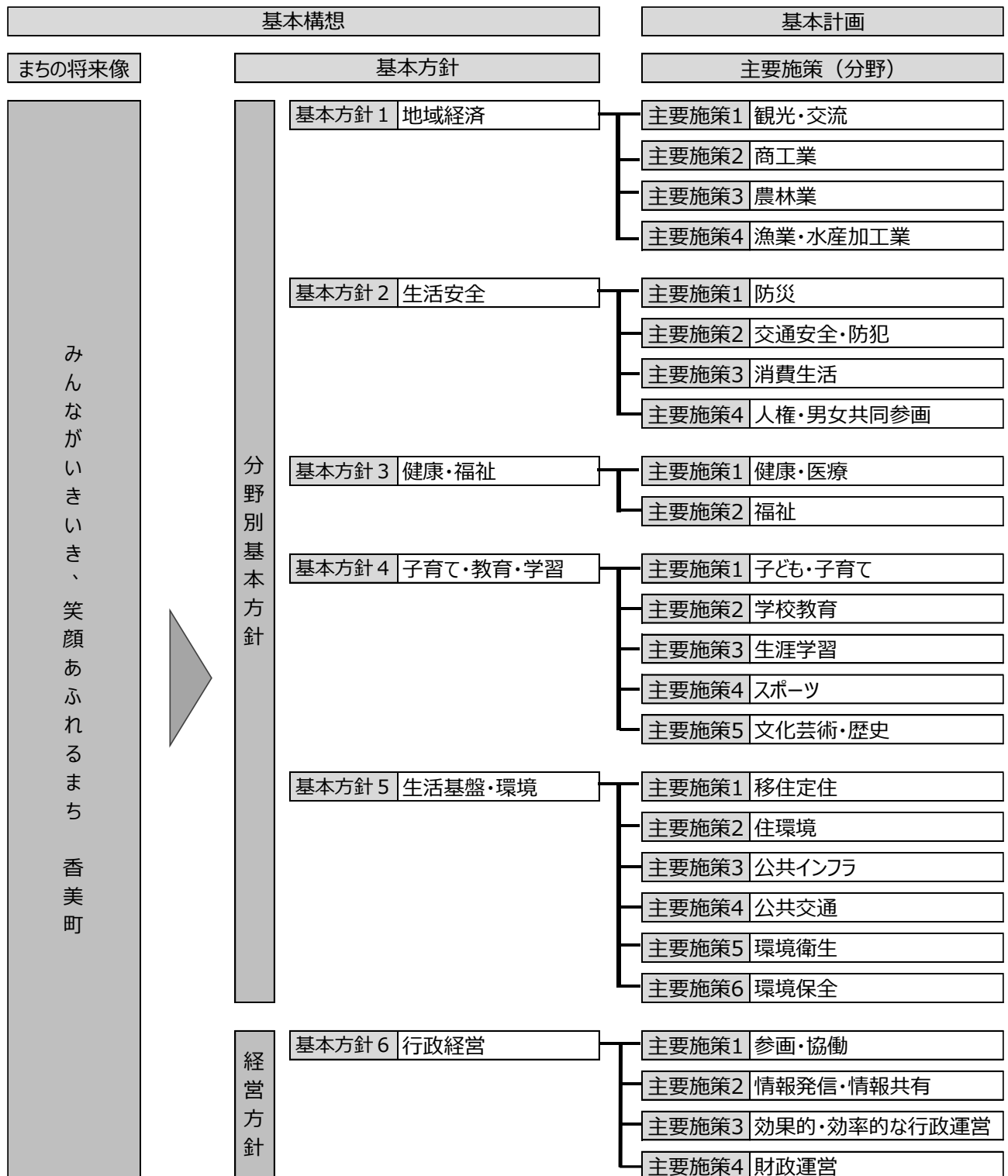
4 財政運営

社会経済の変化などに適切に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、持続可能な財政運営ができるまちを目指します。

第3部 基本計画

第1章 基本計画（分野別計画）の体系

1 基本計画（分野別計画）の体系



SDGs の推進

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ））」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

国においても、2016（平成 28）年 5 月に関係省庁が連携し一体となり取り組むため、SDGs 推進本部を設置するとともに、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しています。

また、この指針のなかで「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

そこで、持続可能なまちづくりを進める本町においても、SDGs に掲げられている 17 の目標を踏まえ、本計画の各主要施策及び具体的施策を展開し、総合計画と SDGs を一体的に推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本計画（分野別計画）の構成と見方

【基本方針 X】XXXX

主要施策 X XXXX

目指すまちの姿

目指す
まちの姿 XXXX

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	XXXX	XX	XX	XXXX	XX	XXX
2	XXXX	XX	XX	XXXX	XX	XXX

地域の現状と課題

- ・ XXXXXXXXX
- ・ XXXXXXXXX

具体的施策

1. XXXX

【目標】: XXXXXXXXX

【具体的施策の方向性】

- ・ XXXXXXXXX
- ・ XXXXXXXXX
- ・ XXXXXXXXX

説明

【主要施策】

基本方針の実現に向けて展開するものであり、次の項目で構成しています。

- ① 主要施策の実施により目指すまちの姿
- ② 「目指すまちの姿」の実現に向けて展開する具体的施策の体系
- ③ 主要施策の実施により、「目指すまちの姿」の実現度合いを表す指標
- ④ 主要施策をとりまく地域の現状と課題

説明

【具体的施策】

「目指すまちの姿」の実現に向けて展開するものであり、次の項目で構成しています。

- ① 具体的施策名
- ② 具体的施策で掲げる目標
- ③ 具体的施策の「目標」の実現のために展開する方向性

【基本方針 1】地域経済

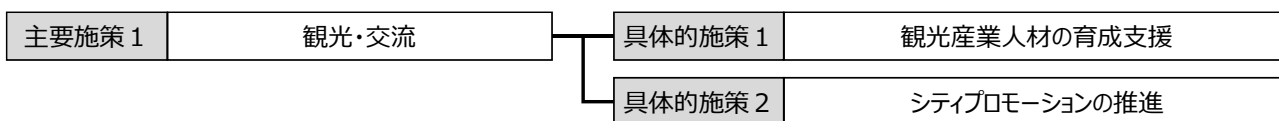
主要施策 1 観光・交流

目指すまちの姿

目指す まちの姿

食・自然・伝統文化・地場産業など地域資源を活用することで、観光業の関係人口・交流人口の増加を目指すとともに、観光産業に関わる関係団体、事業者とともに持続可能な取組を進めます。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	観光入込客数	人	1,083,000	2024（令和 6） 年度	↑	観光動態調査

地域の現状と課題

- ・ 本町の観光繁忙期はカニやスキーシーズンの 11 月から 3 月までの冬期間となっていますが、この期間における観光入込数の年間観光入込数に対する近年の割合は、2020（令和 2）年度 485 千人の 62%、2021（令和 3）年度 483 千人の 64%、2022（令和 4）年度 535 千人の 55%、2023（令和 5）年度 441 千人の 49%と、コロナ禍以降では繁忙期以外にも来られる方の割合が増加しており、引き続き冬期以外の入込客を増やすとともに、宿泊につなげるなどの仕掛けが課題となっています。
- ・ 飲食業や宿泊業の宿泊施設数は、2001（平成 13）年度には 370 件でしたが、2021（令和 3）年度には 203 件と、45.1%減少しています。
- ・ 世界の観光需要を取り込むインバウンド誘客は、地域への経済効果が期待される重要分野ですが、地域のインフラ整備、交通アクセスの改善（ハード）やインバウンド旅行者の受け入れ体制（ソフト）に課題があり、また施策に対する費用対効果の検証にも課題があります。
- ・ 近年の観光客のニーズは国内外を問わず、単に宿泊だけでなく、付加価値として体験型観光を取り入れたプランが好まれる傾向にあります。町内の体験型観光は、昔ながらの海水浴及びスキーは、一定の集客効果はありますが、ニーズの多様化、気候変動などの影響でそれらの集客数は減少傾向にあります。
- ・ 施設面では香住ジオパークと海の文化館におけるちくわ焼き体験、海では海上ジオタクシー、カヤック、SUP、シュノーケリング、山では、ツリークライミング、洞窟探索、サイクリングといったアクティビティが造成されていますが、自然体験型のアクティビティが多く、天候に左右されることがあります。今後は本町の強みである食や産業、自然、歴史文化、スポーツ等にスポットをあてた年間を通じたアクティビティを増やしていく必要があります。

具体的施策

1. 観光産業人材の育成支援

【目標】：デジタルツールを活用したデータ収集・分析を進め、観光面から地域づくりに取り組む人材の育成を支援することで地域振興を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ セミナー等により、地域の観光人材育成に取り組めます。
- ・ 県立芸術文化観光専門職大学との連携強化を図ります。
- ・ 観光協会、商工会、広域観光組織等とともに、事業者間の連携強化を推進し、観光 DX・インバウンド対応できる体制づくり及び人材づくりに取り組めます。
- ・ 幼少期からの地域の観光学習に取り組めます。
- ・ デジタルツールを観光に活用できる人材及び事業者を育成します。

2. シティプロモーションの推進

【目標】：食、産業、自然、歴史文化、スポーツ等を活用したコンテンツを造成し、プロモーションの強化による年間を通じた交流人口の増加を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 食、地場産業、伝統文化や文化財などを活かした体験型観光コンテンツの造成に取り組めます。
- ・ 新顧客（若い世代やインバウンド）に訴求力のあるストーリーづくりによるプロモーションを推進します。
- ・ 映画、テレビのロケ誘致に積極的に取り組めます。
- ・ 交流人口拡大に向け、イベント・情報発信など観光振興事業を推進、支援します。
- ・ ふるさと納税の返礼品発送件数の更なる増加を目指します。

【基本方針 1】地域経済

主要施策 2 商工業

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

商工会等、関係団体との連携による商工業経営の継続、発展、新規起業等への支援と、雇用の確保に取り組み、地域経済の活性化を促進します。

体系

主要施策 2	商工業	具体的施策 1	多様な担い手等の育成・確保
		具体的施策 2	商工業の経営安定・活性化の促進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	製造品出荷額等	万円	1,899,471	2021（令和 3） 年	→	市区町別主要 統計指標 （県統計課）
2	製造品付加価値額	万円	701,867	2021（令和 3） 年	→	市区町別主要 統計指標 （県統計課）

地域の現状と課題

- ・ 転入・転出による人口の社会増減は緩やかな減少に転じているものの、生産年齢人口が人口の半数を割り込み、出生数の減少など、社会の下支えとなる人口が減り続け、数量的な労働力の確保が厳しい見通しとなっています。また、人口減少は、町内需要及び消費額にも影響を及ぼしています。
- ・ 今後は、就業者人口も大きく減少し、労働力不足が深刻な問題となってくることから、町外からの労働者の受け入れを推進していく必要があります。
- ・ 産業構造としては、第 3 次産業 73.9%、第 2 次産業 23.2%、第 1 次産業 2.9%と、第 3 次産業の構成割合が高くなっていますが、事業所数は全体的に減少傾向にあります。
- ・ 町内総生産額は、第 3 次産業が減少傾向となっていますが、第 1 次及び第 2 次産業は生產品の高付加価値化及び町外需要の増加により回復傾向にあります。特に水産物（漁業、食品製造業）の高付加価値化が進んでいます。
- ・ 産業振興の課題としては、中小事業者の高齢化、後継者不足による廃業等の事業承継の問題、若者の就職希望と職種のマッチングの問題、起業支援などの雇用の場の確保の問題等があります。

具体的施策

1. 多様な担い手等の育成・確保

【目標】：多様な労働者の増加や事業承継によって、活力ある事業者の増加を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 関係機関と連携し、若い世代、高齢者、移住者、外国人などの雇用を支援します。
- ・ ハローワーク等、関係機関と連携し、就職面接会などの就労支援に取り組みます。
- ・ 商工会等関係機関と連携した雇用機会の創出や新規創業、事業承継に取り組みます。
- ・ 新規創業による空き店舗、空き家等の活用に対し、支援を行うことで地域の賑わいを創出します。
- ・ 幼少期からの地域の商工に関する学習に取り組みます。

2. 商工業の経営安定・活性化の促進

【目標】：商工業事業者の経営の安定化と所得の向上を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 商工会、金融機関等、関係機関と連携した経営支援により経営基盤の安定化に取り組みます。
- ・ ふるさと納税を通じた新規商品開発を支援し、事業者の活性化に取り組みます。
- ・ 事業者と連携し商品開発及び販路拡大等を推進します。
- ・ 産業の活性化及び雇用促進を図るための起業者・事業者誘致に取り組みます。

【基本方針 1】地域経済

主要施策 3 農林業

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

地域の特性を生かし守りながら、次世代へとつながる持続可能な農林業体系の構築を目指します。

体系

主要施策 3	農林業	具体的施策 1	農業の振興
		具体的施策 2	畜産業の振興
		具体的施策 3	林業の振興
		具体的施策 4	野生鳥獣被害防止対策の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	農業産出額（推計）	千万円	197	2023（令和 5） 年	↑	農林水産省統計
2	経営耕地面積	ha	477	2024（令和 6） 年度	→	農林水産課資料
3	繁殖雌牛飼養頭数	頭	1,438	2024（令和 6） 年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支所
4	肥育牛飼養頭数	頭	825	2024（令和 6） 年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支部
5	森林技術者数	人	42	2024（令和 6） 年度	→	北但西部森林組合
6	有害鳥獣による農業被害面積	ha	7.18	2023（令和 5） 年	↓	農林水産課資料

地域の現状と課題

■ 農業

- ・ 農業就業者数や耕作面積が減少傾向にあり、町独自施策として地域の中心的経営体に対し、作業の省力化・効率化による農地集積の支援を行っています。
- ・ しかし、農業者の高齢化や農業所得の伸び悩みなどにより、農業の担い手確保ができておらず、また、離農者の増加により、自給的農家戸数は 2020（令和 2）年度に 677 人と、1990（平成 2）年度の約 88.6%に減少しており、食料生産機能の低下、農業や農村を維持するための十分な体制構築ができない状況となっています。
- ・ このことから、新規就農者及び後継者の確保、育成を図る必要があります。

■ 畜産業

- ・ 本町では、「但馬牛の原産地」として伝統を守り継承していくため、畜産農家戸数の増加や繁殖雌牛の増頭に向けて、様々な取組を行っています。
- ・ しかし、畜産農家の後継者確保ができておらず、また、離農者の増加などにより、畜産農家戸数は 2014（平成 26）年度の 44 戸から 2024（令和 6）年度の 37 戸に減少するなど、伝統を守り継承するための十分な体制構築ができていない状況となっています。このことから、新規就農者及び後継者の確保、育成を図る必要があります。
- ・ また、本町の繁殖雌牛飼養頭数は、2014（平成 26）年度の 1,223 頭から 2024（令和 6）年度の 1,438 頭へと順調に推移しています。
- ・ しかし、国際情勢等の変化による飼料価格の高騰により、畜産農家の経営を圧迫していることから、その対策を行う必要があります。

■ 林業

- ・ 全国的な木材価格の低迷により、本町においても唯一の林業事業体である北但西部森林組合の経営状況は厳しさを増しており、これまでから本町の独自施策として、森林整備に対する支援や作業省力化・効率化等に対する支援を行っています。
- ・ 一方、2024（令和 6）年度の森林環境譲与税の課税が開始されたことにより、森林・林業に関する町民の関心は高まっているものの、北但西部森林組合における新規林業就業者数の減少、就業者年齢の高齢化により作業体制の維持や技術継承がままならず、同組合における森林整備体制の維持確保が難しくなっています。
- ・ このことから、林業事業体の収益性向上及び経営体制の確保を進める必要があるほか、町民における森林・林業に対する関心や魅力の啓発を進め、森林の必要性を訴えていく必要があります。
- ・ また、町土の 8 割以上を占める森林においては、現在、森林法等各種法令に基づく管理や造林事業をはじめとする森林整備の実施により、木材生産機能だけではなく水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能の維持を図っています。

■ 有害鳥獣被害

- ・ 本町においては近年シカによる被害が多発であり、本町におけるシカの捕獲頭数は 2013（平成 25）年度の 368 頭から 2021（令和 3）年度の 3,341 頭に増頭していることから、今後も個体数の適正管理活動（捕獲活動）や防護柵設置支援などの被害軽減対策の取組を引き続き講ずる必要があります。

具体的施策

1. 農業の振興

【目標】：新規就農者の確保及び若手生産者の育成を促進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 新規就農者の育成・確保や認定農業者の育成を促進します。
- ・ 中心的担い手への近代化の農業機械等導入支援を行い、省力化と作業効率の向上を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした耕畜連携による高付加価値農業を推進します。

2. 畜産業の振興

【目標】：新規就農者の確保及び若手生産者の育成を促進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 新規就農者の育成・確保を促進し、畜産農家戸数を維持します。
- ・ 繁殖雌牛の保留・導入を進めます。
- ・ 牛舎整備等に対する支援を行います。
- ・ 町有共同処理施設（村岡有機センター・小代堆肥センター）の利用促進を図るとともに管理の適正化に努めます。
- ・ 耕畜連携による堆肥の有効活用を促進します。

3. 林業の振興

【目標】：小規模を含めた森林活動に取り組む方を増やすとともに、森林資源を活用する持続可能な林業経営を支援します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 森林技術者の育成・確保を促進し、林業技術の普及を図るとともに、専門知識の習得環境を整えます。
- ・ 森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進めます。
- ・ 作業の効率化や省力化を促進し、生産性の向上を図ります。
- ・ 森林資源、森林の所在、森林所有者等の森林情報の集約化、管理体制の構築を図ります。
- ・ 主伐再造林の推進を図るため、特に新植や獣害防護対策に対して支援します。
- ・ 木の駅プロジェクトの充実を図ります。

4. 野生鳥獣被害防止対策の推進

【目標】：農作物被害の軽減を図るため、捕獲による個体数の適正管理活動や防護柵などの設置に対する支援を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 捕獲による個体数の適正管理活動の推進を図ります。
- ・ 有害鳥獣被害防護柵などの設置に対し支援を行い、農作物被害の軽減を図ります。
- ・ 新規に狩猟免許を取得しようとするものに対し補助を行い、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図ります。

【基本方針 1】地域経済

主要施策 4 漁業・水産加工業

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

水産資源を有効活用し、次世代へとつながる持続可能な漁業・水産加工業の振興を図ります。

体系

主要施策 4	漁業・水産加工業	具体的施策 1	漁業の振興
		具体的施策 2	水産加工業の振興

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	漁獲金額	百万円	4,251	2024（令和 6） 年度	→	農林水産課資料
2	漁獲量	トン	3,695	2024（令和 6） 年度	→	農林水産課資料
3	水産加工場数	工場	42	2023（令和 5） 年度	→	漁業センサス

地域の現状と課題

■ 漁業

- ・ 本町では、減少している漁船、漁業従事者及び温暖化等自然環境の変化等に起因する漁獲量の減少、漁業施設の老朽化対策等、様々な問題や課題に対応するため、2017（平成 29）年度から「香美町の水産を考える会」による対策の検討を進めているところです。
- ・ しかし、これらの課題等に対応するための港及び市場の集約・再編の協議に時間を要しており、漁業施設の更新等を推進する基本計画の策定に至っていない状況となっています。今後は、基本計画の策定に向けた調査業務を加速するとともに、継続した水産物 PR、魚食普及事業等を推進する必要があります。
- ・ また、漁業者の高齢化、担い手不足から年々漁業従事者は減少傾向にあり、長期的視点に立った担い手対策や漁獲量が年々減少する中、資源管理型漁業を推進し、資源の確保対策、養殖・畜養漁業、持続的な漁業資源の確保に取り組む必要があります。

■ 水産加工業

- ・ 国民一人当たりの生鮮魚介類の年間消費量は 2023（令和 5）年が 6,368g と、2017（平成 29）年の 10,027g に比べると 36.5%減少し、塩干魚介は 2023（令和 5）年が 2,009g と、2017（平成 29）年の 2,910g に比べると 31.0%の減少となっており、食生活の変化による魚離れが進んでいる状況です。
- ・ 町内においても漁獲量の減少、漁獲物の変化などにより加工原料の確保対策が必要となる中、業者数、従

業員数も年々減少しつつあり、担い手対策、従業員確保も必要となるなど水産加工業を取り巻く環境は厳しい状況です。

- ・ そのような中、全国でも珍しい「香美町魚食の普及の促進に関する条例」（通称：とと条例）を制定し、魚食普及を推進していますが、より一層の取組が必要となっています。
- ・ また、漁獲量が年々減少する中、漁業と同様に養殖・畜養漁業に取り組む必要があります。

具体的施策

1. 漁業の振興

【目標】：水産業基盤の整備及び担い手・従事者の確保対策に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 漁業関連団体と連携し、漁業施設整備等を支援します。
- ・ 漁業者団体が行う魚貝類種苗放流や養殖・畜養に取り組む事業者等とともに資源管理型漁業を推進します。
- ・ 新規就業者の育成・確保を促進します。

2. 水産加工業の振興

【目標】：担い手・従事者の確保対策及び経営基盤の強化に取り組み、魚食普及を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 魚介類と触れ合う機会を創出する団体等を支援します。
- ・ お魚料理教室や学校給食へ魚介類を提供し、魚食普及を推進します。
- ・ 就業者の確保を促進します。
- ・ 水産加工業関連団体と連携し、水産加工業施設等の支援を行います。

【基本方針 2】生活安全

主要施策 1 防災

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

生命・財産を守るため、町民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちを目指します。

体系

主要施策 1	防災	具体的施策 1	消防防災の推進
		具体的施策 2	地域防災の推進
		具体的施策 3	自然災害対策の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	自然災害による死傷者数	人	0	2024（令和 6） 年度	→	防災安全課資料

地域の現状と課題

■消防防災

- 全国的に消防団員の確保が難しいといわれる中で、本町では、消防団員による声掛けや募集ポスターの作成、準中型自動車運転免許等取得費の助成等を行い、団員の確保対策を行っています。
- しかし、団員定数（947 人）の確保ができておらず、また、高齢化や退団者の増加により、団員数は 2022（令和 4）年度の 858 人から 2024（令和 6）年度の 826 人に減少するなど、消防力の体制構築ができていない状況となっています。このことから、消防団組織、処遇、装備等の見直しを行い、消防団員を確保し、消防力を維持していく必要があります。

■地域防災

- 住民の防災意識の向上と避難指示等が発令された際に速やかに避難行動が取れるよう、町・自主防災会（区・自治会）・消防団が実施主体となり町総合防災訓練を毎年実施しています。訓練の参加人数は、2020（令和 2）年度の 4,225 人から 2024（令和 6）年度は 6,802 人（2024（令和 6）年 8 月末総人口 15,379 人、参加率 44.2%）と増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による自粛・縮小期前の 2019（令和元）年度の 7,418 人（2019（令和元）年 8 月末総人口 17,453 人、参加率 42.5%）の水準まで回復してきました。
- 引き続き、防災意識の醸成や避難行動及び避難所開設・運営への備えが必要となっており、地域住民に対して啓発等を行っていく必要があります。

■自然災害対策

- ・ 能登半島地震発生により甚大な住宅倒壊被害を受けたことや、本町の旧耐震住宅の割合が 56%で全国 6 位という報道もなされたことなどから、対策として、令和 6 年度に現行の「香美町住まいの耐震化促進事業」の拡充を行いました但し利用者がいない状況となっています。今後は、有事の際の住宅倒壊被害を最小限とするため、啓発も含め、引き続き住宅の耐震化を推進していく必要があります。
- ・ 土砂災害警戒区域等の危険箇所において、県に要望し急傾斜、砂防事業を実施していますが、対象箇所が多く、未実施箇所があり、土砂災害から居住者の生命を守るため、継続して事業を進める必要があります。
- ・ 本町が管理する道路・河川における津波による被害想定は余部、下浜、浦上、相谷の 4 地区であり、浸水被害等が想定されるため対策未了の地区（1 地区・2025（令和 7）年度実施予定）において、引き続き被害を軽減する対策を進める必要があります。
- ・ また、県が策定した「高潮対策 10 箇年計画」では、本町において計画期間内に対策を実施する地区は、無南垣、沖浦、下浜の予定とされていますが、津波対策に合わせ整備を行うことにより対策完了することを予定しています。このため、対策未了の地区（1 地区）においては、被害軽減を図るため早期整備を行う必要があります。
- ・ 近年のゲリラ豪雨等による土砂災害の危険性増大を受け、自治会からの要望等から要対策箇所を継続的に把握するとともに、集中豪雨等による河川の氾濫防止を目的とした河川改修を進める必要があります。

具体的施策

1. 消防防災の推進

【目標】：消防力の強化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 消防団員の確保に取り組みます。
- ・ 消防団組織、処遇、装備等の強化を図ります。

2. 地域防災の推進

【目標】：総合防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上と避難体制の構築に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 自主防災会及び消防団と連携し、町総合防災訓練に取り組みます。
- ・ 高齢者など災害弱者に配慮した避難所運営に取り組みます。

3. 自然災害対策の推進

【目標】：土砂災害防止、津波・高潮対策、旧耐震住宅の耐震化の推進により安全安心に暮らせる環境を構築します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 各区長等から寄せられる情報に基づき、現場の状況確認及び要対策箇所を把握し、迅速な対応に努めます。
- ・ 治山治水対策の推進として計画的な急傾斜・砂防事業及び河川改修事業実施のため、県と連携し地元調整を図ります。
- ・ 津波・高潮対策として未完了地区の早期完成に向け計画的に事業実施するため、県と連携し地元調整を図ります。
- ・ 地震対策の推進として既存民間住宅の耐震化を促進するための支援に取り組むとともに、地震リスクに関する情報等を積極的に発信し、耐震化の必要性について啓発を図ります。

【基本方針 2】生活安全

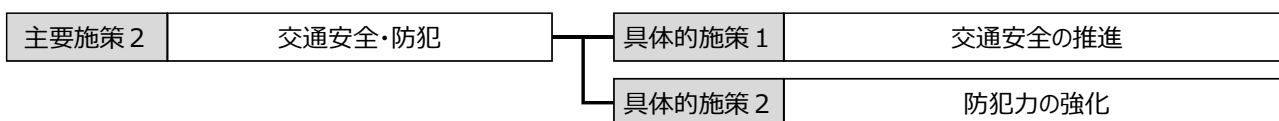
主要施策 2 交通安全・防犯

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	人身事故発生件数	件	23	2024（令和 6）年	↓	兵庫県警
2	死亡事故発生件数	件	2	2024（令和 6）年	↓	兵庫県警
3	刑法犯認知件数	件	60	2024（令和 6）年	↓	兵庫県警

地域の現状と課題

■交通安全

- ・ 現在、本町では交通安全物品の配布や運転免許証の自主返納を促し、児童・生徒や高齢運転者の不幸な事故をなくす取組を行っています。
- ・ 人身事故発生件数は、2019（令和元）年に 38 件、2023（令和 5）年に 28 件、2024（令和 6）年に 23 件と、減少傾向にあるものの、その発生件数に占める高齢者の割合は高く、特に 2024（令和 6）年には死亡事故が 2 件発生しており、引き続き交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 交通事故の発生を類型で見ると、人対車両、車両相互、車両単独などがあり、道路別にみると、国道、県道、町道の順に多く発生している状況となっています。
- ・ 今後は、道路の安全を確保するため、交通安全施設の整備、更新等を継続的に行う必要があります。
- ・ また、2012（平成 24）年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の安全確保が全国的な課題となり、関係機関と連携し合同点検を実施し、必要な対策協議により、通学路の安全確保に向けた取組を行っていますが、今後も継続的に対応していく必要があります。

■防犯

- ・ 犯罪抑止を目的に防犯カメラの設置や設置助成を行うほか、防犯灯の LED 化による維持費の軽減を進め、防犯対策を行っています。
- ・ 刑法犯認知件数は、2020（令和 2）年に 42 件、2023（令和 5）年に 42 件と横ばい傾向から 2024（令和 6）年は 60 件と増え、犯罪を抑止するため、地域の防犯体制を充実させる必要があります。

具体的施策

1. 交通安全の推進

【目標】：交通安全運動などのソフト事業や、交通安全施設の設置・更新などのハード事業の実施により、交通安全を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 交通安全運動に取り組みます。
- ・ 高齢者の運転免許証の自主返納を推進します。
- ・ 交通安全施設整備を計画的に進めます。
- ・ 通学路における安全確保を推進します。

2. 防犯力の強化

【目標】：犯罪等の抑制に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 防犯組織（防犯協会等）との連携強化を図ります。
- ・ 防犯灯のLED化、防犯カメラの設置を推進します。

【基本方針 2】生活安全

主要施策 3 消費生活

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

高齢者を含めた町民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指します。

体系

主要施策 3

消費生活

具体的施策 1

安全安心な消費生活の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	消費者トラブル相談件数	件	147	2024（令和 6） 年度	↑	町民課データ

地域の現状と課題

- 本町でのトラブル発生件数（相談件数）は 2022（令和 4）年度に 127 件、2023（令和 5）年度に 135 件、2024（令和 6）年度に 147 件と年々増加傾向にあり、トラブル発生（相談発生）年齢層は、70 歳以上が占める割合が 2022（令和 4）年度は 37%、2023（令和 5）年度は 39%、2024（令和 6）年度は 46%となっています。
- 今後、ますます高齢化の進行が加速することが見込まれると同時に、消費者勧誘の巧妙化と複雑化も重なり、被害は高齢者以外にも拡大する恐れがあり、このような被害を未然に防止するため、消費生活相談体制の強化や消費生活相談の実施方法の見直しが必要となります。
- しかし、現状の体制では相談件数の増加や複雑化に迅速に対応することが難しく、今後も継続して相談員のスキルアップ、広報・出前講座・講演会等の啓発活動を実施していくとともに、相談者の来庁時の公共交通手段の確保等、新たな相談体制の構築を進めていく必要があります。

具体的施策

1. 安全安心な消費生活の推進

【目標】：町民の安全安心な消費生活の推進を目指します。

【具体的施策の方向性】

- 消費生活相談員のスキルアップに取り組みます。
- 消費者トラブルに係る出前講座・講演会等の啓発活動に積極的に取り組みます。
- 公共交通手段等の利用ができない相談者への出張相談対応手段の検討を進めます。
- 消費生活相談体制の強化に取り組みます。
- 特殊詐欺等あらゆる詐欺被害防止のため、関係機関との協力体制強化を図ります。

【基本方針 2】生活安全

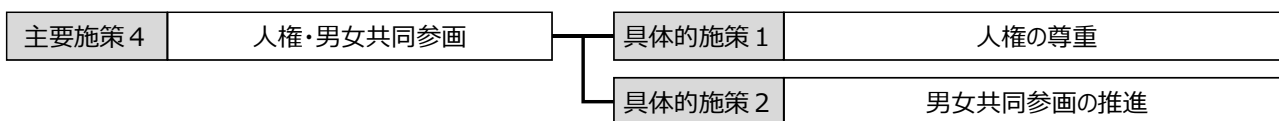
主要施策 4 人権・男女共同参画

目指すまちの姿

目指す まちの姿

人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、町民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	人権施策の推進について『満足 ※』と回答した住民の割合 ※「満足」と「やや満足」の合計	%	26.4	2024（令和6） 年度	↑	町民アンケート
2	審議会や委員会等への女性委員 の登用率	%	21.7	2024（令和6） 年度	↑	第3次香美町男女 共同参画行動計画 町独自調査

地域の現状と課題

■人権

- ・ 本町では、一般町民を対象に人権講演会を2回、町民のつどいを1回開催していますが、人口の減少、高齢化率の上昇により参加率が減少し、参加者の固定化につながっています。長く人権学習などを行っているにも関わらず、大きく人権意識の高揚が図れていない状況です。
- ・ 若者の人権講演会等への参加率が低い要因につながっていると考え、人権講演会等の広報の方法、講師の選定方法を今までのやり方だけではなく、SNSの活用など若者も見やすい環境の整備、「インターネットによる差別」などの最近のテーマに沿った講師選定などの対策を講じていく必要があります。
- ・ 2019（令和元）年実施の「人権に関する町民の意識調査」において、「人権をどのくらい身近な問題」と認識しているかの問いに、半数以上が「どちらともいえない」「あまり身近に感じない」と回答があり、このことから、人権に対する意識はあまり高くない状況が現在も続いていると考えられます。

■男女共同参画

- ・ 本町では、現在「第3次男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。
- ・ しかしながら、特に本町が設置している各種委員会及び審議会への女性登用の割合は低く、また、参画意識が高くない状況にあるため、町全体の意識改革が急務となります。

具体的施策

1. 人権の尊重

【目標】：人権が尊重されるまちを目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 人権施策の充実に取り組みます。
- ・ 若者の人権講演会への参加を推進します。

2. 男女共同参画の推進

【目標】：男女共同参画が図られる町を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 審議会委員等への女性登用を推進します。
- ・ 情報発信強化による男女共同参画の啓発及び意識改革への取組を促進します。

【基本方針3】健康・福祉

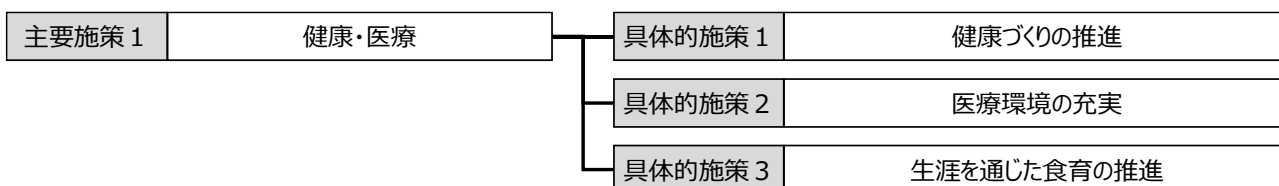
主要施策1 健康・医療

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

安定した医療体制を確保し、適切な医療を受けることができるまちであるとともに、誰もが自らの健康に関心を持ち、健やかに暮らし続けるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	特定健康診査受診率	%	49.40	2023（令和5） 年度	↑	兵庫県資料
2	朝ご飯を食べる人の割合	%	子ども(中高生) ：74.4 20～30代：71.5 高齢者：94.3	2022（令和4） 年度	↑	香美町健康づくり 実態調査

地域の現状と課題

■健康

- ・ 本町では、特定健康診査とがん検診をセットにして「町ぐるみ総合健診」を実施しています。また、受診料の無料化や未受診者対策等の推進により健康診査の受診率は向上し、県平均を上回っている状況にあります。
- ・ 平均寿命・健康寿命は、いずれも男性が全国平均や県平均を下回っているため、この改善が課題となっています。さらに、死因として多くを占める悪性新生物や心疾患、脳血管疾患の起因となっている高血圧、高血糖、脂質異常の予防に努めていく必要があります。
- ・ このことから、住民が健康で健やかに暮らし続けることができるよう、健康診査の受診促進や特定保健指導の実施率向上、生活習慣の改善に向けた取組を強化する必要があります。

■医療

- ・ 本町では、今後、ますます高齢化が進むことが予想され、住民が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、安定した医療サービスを確保することが必要です。また、医療・住民・行政が一体となって地域の医療資源を有効活用し、地域医療を支える一層の取組も重要となります。
- ・ しかしながら、本町の医療環境（医科）は公立病院が2箇所、町営診療所が4箇所、開業医が3箇所と医療機関が少なく、複数の診療科を持つ総合的な医療機関として公立病院は大変大きな役割を担っていま

す。なお、公立病院が直面する様々な課題は、医師・看護師等の不足や、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に起因するものがほとんどで、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効果的に活用することが必要です。

- ・ また、高齢者が増える中、通院のための交通手段も十分に確保されていない状況にあり、安心して医療機関に通院できるための交通手段の確保や在宅医療、訪問診療のニーズが高まっています。
- ・ 引き続き1次医療体制を確保していくため、関係機関との連携を強化し医師確保に努め、但馬圏域における医療機関の機能分担や広域的な連携強化による2次医療体制の更なる充実を図る必要があります。また、高齢者の通院等の交通手段確保については、庁内において部門横断的な政策調整を進める必要があります。

■食育

- ・ 本町では、地域に根ざした活動の充実を図るため、いずみ会（食生活改善推進委員）等の食に関わる関係機関と連携し、子どもから高齢者まで全世代の食に関わる健康づくりを推進してきました。
- ・ しかし、食育に関心がある人の割合は若い世代で低く、伝統料理を広める食育活動を行っているいずみ会の会員は減少するなど、地域で食育活動を組織的に推進する人材が減少しています。
- ・ 若い世代は食に関する知識や意識、実践の面で他の世代より課題が多いことから、若い世代が食に関心を持ち、食の自立ができるよう食育への取組を強化する必要があります。また、食に関わる関係機関や団体との連携を強化し、食育を勧める人を育成する必要があります。

具体的施策

1. 健康づくりの推進

【目標】：特定健診未受診者の受診率向上を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 健診を受けていない年齢層の健康意識を高めるため、個別対応を強化します。
- ・ 健康が改善したケースや病気の早期発見などの成功事例を共有することで健康意識の向上に努めます。
- ・ 健康診査の受診促進のため、インターネットやアプリを活用するなど便利な予約・受診システムの体制整備に取り組みます。

2. 医療環境の充実

【目標】：住み慣れた地域で本人が望むまで過ごすことができるよう医療環境の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 地域の医療・介護の連携強化を図り、在宅医療・介護を一体的に提供できる「地域包括ケア体制」を構築します。
- ・ 医師確保対策の推進と医療・住民・行政が一体となり、地域医療の充実を図ります。
- ・ 持続可能な訪問診療を提供する体制を整備します。

3. 生涯を通じた食育の推進

【目標】：世代に応じた食育活動を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 関係機関と連携した食育教室などを通じ、食育に関する正しい知識の普及とバランスのとれた食生活の実践を推進します。
- ・ 地産地消や郷土料理などの食育活動を推進する人材を育成します。

【基本方針 3】健康・福祉

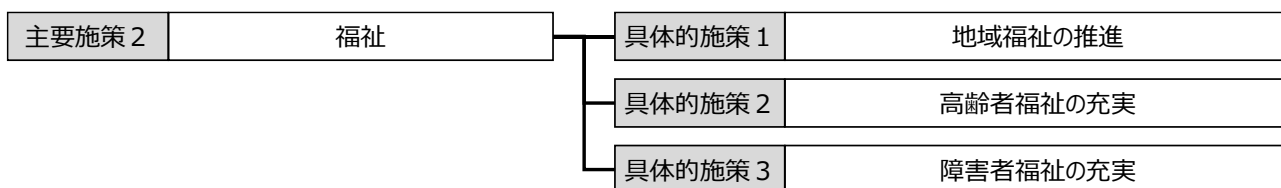
主要施策 2 福祉

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

地域住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、お互いが支え合い・支えられる地域づくりを推進することにより、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	幸福度の平均点	点	6.9/10	2022（令和 4） 年度	↑	生活圏域ニーズ調査
2	障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」に関するサービス利用者のうち、一般就労に移行した人数（累計）	人	4	2024（令和 6） 年度	↑	福祉課資料

地域の現状と課題

- ・ 人口減少とライフスタイルの変化により、地域での助け合いや支え合いの機能が低下しており、これまでの高齢者福祉又は障害者福祉の分野別施策では対応が困難な複合的課題が生じています。
- ・ 介護保険サービス及び障害福祉サービスにおいては、事業に従事する職員の人材確保が困難な状況が続いており、事業所の経営状況も含め、サービス基盤の維持・確保対策について検討することが必要な状況となっています。特に障害福祉サービスにおいては、町内のサービス基盤が十分確保できていないことに加え、障害福祉サービス提供事業所として運用している指定管理施設の老朽化も進んでいることから、これらへの早急な対応が必要です。
- ・ 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における人材確保対策として、「香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金」を含めた様々な介護職員確保対策事業を実施していますが、介護職員数が充足する状況には至っていません。
- ・ 今後、ますます多様化していく福祉ニーズ、高齢者福祉及び障害者福祉それぞれの分野が抱える課題に対する対応に加え、双方に共通する地域課題に対応するため、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民が参加する「新しい地域包括支援体制」の構築を進める必要があります。

具体的施策

1. 地域福祉の推進

【目標】：誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合いの強化、重層的な相談体制の更なる充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 香美町社会福祉協議会の主要事業である「ご近所ボランティア事業」に町も積極的に関与し、地域住民がお互いに支え合い・支えられる地域づくりを推進します。
- ・ 高齢者福祉及び障害者福祉の分野別の施策では対応が困難な「老々介護と生活困窮をはじめとした複合的な課題」について、地域包括支援センターと障害者地域自立支援協議会が連携して対応するなど、複合的な課題に対応する相談体制の充実を図ります。

2. 高齢者福祉の充実

【目標】：フレイル予防事業や常設的な通いの場の設置を積極的に推進することにより、地域における役割や生きがいを持ち、自身の健康への関心を高め、快活な高齢期を過ごすことができる環境を整備します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 快活な高齢期を過ごすことができるよう、フレイル予防事業として実施している集落単位での「元気体操サークル」の推進と、仲間づくり・居場所づくりの場である「いきいきサロン」を通いの場として確保します。
- ・ 介護が必要となった場合にも地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を推進します。
- ・ 医療と介護の双方を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、一層の連携強化を図ります。

3. 障害者福祉の充実

【目標】：障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、住み慣れた地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができる環境の整備に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 障害のある人が社会の一員として自分らしく生活できるよう、差別や偏見の解消を進めるとともに、障害についての正しい理解の促進に努めます。また、障害のある人が支援を求める手段として「ヘルプマーク」などの活用を進めます。
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく生活が送れるよう、グループホームをはじめとした「障害福祉サービス基盤」と「障害福祉サービス事業者」の確保に努めます。また、香美町福祉職業等紹介所「アクティブステーションかみ」の取組により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- ・ 地域での障害に対する理解を深め、障害のある人の地域での受け入れ体制づくりに取り組みます。障害のある人の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の充実を図ります。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を通じ、町内における障害福祉サービスの提供体制を確保します。

【基本方針 4】子育て・教育・学習

主要施策 1 子ども・子育て

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

出産・育児を支え合い、子育て世代が安心して暮らせるまちを目指します。

体系

主要施策 1

子ども・子育て

具体的施策 1

妊娠・出産・育児に対する環境及び支援の充実

具体的施策 2

子育てに関するサービスの充実

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	香美町で子育てを続けたいと思う 親の割合	%	90.0	2024（令和6） 年度	↑	3歳児健診問診
2	出生数	人	39	2024（令和6） 年度	→	町民課資料

地域の現状と課題

- 本町では、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより孤立しやすい環境で子育てをせざるを得ない家庭が増加することが予想されます。そのため妊娠期から面談を行い、必要に応じて早期に訪問することや産後ケアリストにつなげるなど、孤立防止の取組を行っています。また、子育て世代包括支援センターにおいて、保護者が集える日程を設けています。なお、要望があれば、随時、相談等に対応しています。
- しかし、利用者は少数にとどまっており、今後は気軽に相談しやすい体制を整えるとともに周知にも努めていく必要があります。
- 育児支援や育児モデルが十分でないところに関しては、産後ケアや子育てセミナー等を利用できるよう取り組んでおり、今後は、母親とともに育児をする父親や祖父母へのアプローチを実施するとともに支援内容の充実を図り、子育て世帯が孤立しないよう取組を進めていく必要があります。
- 子育て環境の変化として、全国的にみても出生数の減少とともに、専業主婦世帯数は減少し、共働き世帯数が増加傾向にあります。本町における子育て世帯へのアンケートによると、93.3%の父親が就労中であり、また、就労していない母親は11.3%となっていますが、そのほとんどが今後の就労を希望しているという状況であり、子育て世帯の多くが就労を求めていることが分かります。
- こうした状況下において、就学前における保育の提供が求められており、保育所（園）等による保育事業に加え、一時保育事業や幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ、病児保育事業などに取り組んでいます。今後は、さらに、国が進める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入など、多様な保育・新たな保育の提供にも取り組んでいく必要があります。

- ・ 一方、自宅で保育を行う家庭も一定数あることは確かであり、子育て中の親子の不安感や孤立感を緩和するため、地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）における子育て相談業務や子育て家庭の交流事業を展開していく必要があります。
- ・ また、町内で活動している子育てグループの運営を支援し、子育て家庭同士の交流や学びを促進していく必要があります。
- ・ 急激な少子化を受け、学校再編とともに認定こども園化を視野に入れた就学前施設の再編に関する検討も重要な課題となっており、香住区及び村岡区では検討を進めていくこととしています。なお、小代区においては、すでに認定こども園が整備されており、当面、小学校 1 校、中学校 1 校を維持します。
- ・ 引き続き子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、経済的負担を軽減するために 3 歳未満児の保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減等に取り組むとともに、町内の小・中学校、幼稚園に通学・通園する子どもたちの給食費、町内在住で保育所、認定こども園、民間保育園に通園する 3 ～ 5 歳児の副食費の無償化等の経済的支援の継続及び更なる支援に取り組んでいく必要があります。

具体的施策

1. 妊娠・出産・育児に対する環境及び支援の充実

【目標】：子育て世帯への支援の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 保護者の孤立防止のため、伴走型相談支援の強化に取り組みます。また、子育て世代包括支援センターの利用促進を図り、必要時に相談しやすいよう子育て支援の拠点としての体制を整えます。
- ・ 子育て中の家族が地域とのつながりを持ちながら子育てできる環境を整えます。
- ・ 子育て相談業務や子育て家庭の交流を推進します。
- ・ 出産・子育てに関する経済的支援を引き続き実施します。

2. 子育てに関するサービスの充実

【目標】：少子化を踏まえた適切な教育・保育の提供体制の検討に加え、家庭環境の変化など、ニーズに応じた持続可能な子どもたちの居場所づくりに取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 多様なニーズに対応した保育事業の充実を図ります。
- ・ 就学前、就学後のニーズに応じた児童の居場所確保に努めます。
- ・ 急激な少子化を受け、持続可能な就学前施設の再編に取り組みます。

【基本方針 4】子育て・教育・学習

主要施策 2 学校教育

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成を図るとともに、香美町の発展を想い、まちの将来を担う人材を育て、まちの活性化を図ります。

体系

主要施策 2	学校教育	具体的施策 1	確かな学力の育成
		具体的施策 2	情報活用能力の育成
		具体的施策 3	国際理解を深める教育の推進
		具体的施策 4	ふるさと教育の推進
		具体的施策 5	部活動の地域展開の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	将来の夢や目標を持っているか (小学校、中学校別)	%	小学校 88.2 中学校 63.5	2024 (令和 6) 年度	↑	全国学力・学習状況調査 (児童生徒 質問紙)
2	地域や社会をよくするために何 かしてみたいか (小学校、中学校別)	%	小学校 88.2 中学校 85.6	2024 (令和 6) 年度	↑	全国学力・学習状況調査 (児童生徒 質問紙)
3	二十歳の集いの出席率	%	81.6 (129/158)	2024 (令和 6) 年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

■ 児童生徒数の推移

- 町内の学校数は、合併以後、小学校 2 校、中学校 3 校が少子化により廃校となり、2024 (令和 6) 年度は小学校 8 校、中学校 3 校となっています。児童生徒数は 2024 (令和 6) 年度の 969 人 (小学生 599 人、中学生 370 人) が 2029 (令和 11) 年度には 25% 減の 728 人 (小学生 446 人、中学生 282 人) に減少する見込みです。また、香住小学校以外の 7 小学校では 1 学年 10 人程度以下の小規模校となっており、複式学級や 1 学年の児童が 0 人の学校もあることから、2028 (令和 10) 年 4 月の学校再編により学校数が、旧町ごとに 1 小学校、1 中学校となります。
- 児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査の過去 4 年間 (2021 (令和 3) ~ 2024 (令和 6) 年) の結果として、小学生では国語及び算数が、中学生では数学が、いずれも県平均の同程度、もしくは

は下回っている状況となっています。

- ・ また、ICT 機器の活用頻度が、週 3 回以上授業で活用している割合が小学校では全国平均 59.5%に対し本町は 38.2%、中学校では全国平均 64.4%に対し本町は 19.2%となっており、全国平均を大きく下回っています。
- ・ そのため、「香美町ならではの教育」を推進しつつ、児童生徒の基礎的知識、思考力、判断力、表現力、主体性、教員の ICT 活用能力の向上が必要となります。

■ 国際理解を深める教育の推進

- ・ グローバル化が進む社会において、豊かな語学力やコミュニケーション能力、自己を表現し行動できる能力・態度を育むとともに、外国の文化を理解し、国際的な視野を広げるため、児童生徒の英語に関する興味、関心を深めるとともに、英語力の能力向上を図ることが重要です。

■ ふるさと教育の推進

- ・ 子どもの数が減少する中、ふるさと教育の一環として、地域の大人が町の自然、文化、伝統を通じて、本町ならではの体験を子どもたちへ提供する「ふるさとおもしろ塾」をこれまで開催してきました。
- ・ しかし、今後、ますます少子化は進行し、近所に同年代の子どもがいなくなり、保護者の送迎なしでは友達と遊ぶことのできない状況となってきます。また、高齢化による影響でこれまで子どもに体験を提供していた地域の大人の減少も懸念され、継続的なおもしろ塾の開催も難しくなります。このため、体験メニューを見直し、子どもだけでなく、保護者もふるさとを再確認でき、かつ、参加できるものとし、地域の大人と共に保護者が子どもに教える仕組みを構築する必要があります。
- ・ また、地域が学校を支援する「ふるさと教育応援団」の取組も進めており、登下校の見守り、農作業、収穫体験、スキー教室、本の読み聞かせなど、地域から様々な支援を受けています。近年、支援を受けた 20 代の若者が、町の将来を考え、新たなアイデアを持って活動する様子がみられるようになりました。
- ・ 2023（令和 5）年度からは、コミュニティ・スクールの活動を進めています。コミュニティ・スクールとは、地域、学校、家庭が一体となって子どもを育てることであり、ふるさと教育応援団と方向性は同じであることから、協議、活動の棲み分けを行い、協働していく体制の構築が必要となっています。このためコミュニティ・スクールの周知を図り、地域の子どもの地域でどのような子に育てるかなどの協議を深めることや、応援団では、子どもに地域の課題を伝えるなどの展開を図っていく必要があります。

■ 部活動の地域展開の推進

- ・ 中学校の部活動においては、少子化の進行により、学校によっては部活動の維持が困難な状況となっています。少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保する必要があります。

具体的施策

1. 確かな学力の育成

【目標】：児童生徒が、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決に導く思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的、対話的で深い学びに向かう力を身に付けます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 基本的な学習習慣の確立に取り組みます。
- ・ 「ほめる」「認める」指導を基本とした教科等学習の時間の充実を図ります。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図ります。

2. 情報活用能力の育成

【目標】：ICT 機器を活用した学びを推進し、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びの実現と協働的な学びの充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 日常的に ICT 機器を活用できる環境を整えます。
- ・ 研修等を通じ、教職員の ICT 活用能力の向上を図ります。

3. 国際理解を深める教育の推進

【目標】：外国語活動や外国語科（英語）の授業を充実し、国際理解教育を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 外国語指導助手や地域人材などの積極的な活用によって、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を養います。
- ・ 「英語能力判定テスト」を活用し、生徒の英語力向上を支援します。

4. ふるさと教育の推進

【目標】：大人になっても香美町を「ふるさと」として想い、考え、行動する子どもを育みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ふるさとおもしろ塾では、クルミや山菜取り、海釣りなど、香美町ならではの新たなふるさと体験メニューに保護者も子どもと一緒に参加することで、保護者が未来のふるさとものしり博士となり、子どもに香美町の自然、文化、伝統を教えていくことのできる仕組みを作るとともに、町の自然を活用して過ごした幼少期を楽しい思い出深いものとしします。
- ・ 地域がふるさと教育応援団（学校支援ボランティア）として協力しながら、より、ふるさと教育の効果を高めるため、子どもたちに農林水産業体験等を通じて地域課題を伝えていきます。
- ・ コミュニティ・スクールは、住民参加型ワークショップ等を開催し、地域としてどのような子どもを育てていくかななどを深く話し合い、地域、学校、家庭でありたい姿の合意形成を図ります。

5. 部活動の地域展開の推進

【目標】：中学生がスポーツや文化・芸術活動などに継続して親しむことができる環境づくりに努め、生徒が多種多様な活動に参加でき、多様な価値観に触れて学びを深める場を創造するとともに、多世代の交流によりコミュニティの絆の強化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 部活動のあり方検討委員会を設置し、部活動の地域展開を推進します。
- ・ 学校部活動地域展開推進計画の策定に取り組みます。

【基本方針 4】子育て・教育・学習

主要施策 3 生涯学習

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

誰もが生涯にわたって教養を身に付け、生きがいを感じて暮らせるまちを目指します。

体系

主要施策 3	生涯学習	具体的施策 1	生涯学習の推進
		具体的施策 2	図書事業の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町民一人当たりの公民館講座延べ参加回数	回	0.29 (4,391/15,093)	2024（令和6） 年度	↑	生涯学習課資料
2	町民一人当たりの図書貸出冊数	冊	1.78 (26,850/15,093)	2024（令和6） 年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

- 本町では、町民誰もが生涯にわたって学習ができるよう、公民館を活動拠点として各種講座（76 講座）を開催し、近年、時代に即したのものとして、スマホ講座や終活講座を取り入れています。また、より多くの町民が教養、知識を身に付けていただくことや、キャリア教育として自分らしい生き方の実現を果たしていただくため、読書の推進を図っており、近年、図書検索システムの導入や移動図書館車の運行拡大を行っています。
- しかし、講座の参加者数は減少傾向であり、また、図書の貸出冊数は町民一人当たり 1.7 冊と全国平均の約 4 冊に届かない状況となっています。このため、町民の学ぶ意識の向上、求められる講座のニーズ調査、教養を身に付けるための新たな講座を開設しリカレント教育を進める必要があります。また、読書に関して、多くの町民に読書の効果を伝え、本に関心を抱いていただき、町民がより多くの図書と触れ合う機会の拡大を図る必要があります。

具体的施策

1. 生涯学習の推進

【目標】：多くの町民が向上心を持ち、学びを続け、交流の輪を広げる社会をつくれます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ニーズ調査を実施し、ニーズに応じた新規講座、時代に応じた講座の開設や講座内容の充実を図り、講座生の増加に取り組みます。
- ・ 講座生作品展の実施回数の増、区内のみの作品展示を巡回展示することにより、多くの方にみていただく機会を設け、講座生の創作意欲、充実感の向上、講座参加者の増加を図ります。
- ・ 技術、資格の取得等、講座受講後に指導者として就労することができる講座や、教養を深めることができる講座を開設し、リカレント教育を進めます。

2. 図書事業の推進

【目標】：多くの町民が教養、知識を身に付けていただくとともに、交流の輪を広げ、心の豊かさを育みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 図書室利用者の本の貸出データから町民の関心・需要に応えられる本、本の分類に基づいた適正な本の割合、町民に必要な情報、知識、知性を身に付けていただく本を購入・配置し、蔵書の充実を図ります。
- ・ 本の読み聞かせや、推奨本の紹介で読書の魅力や効果を伝えるとともに、読書イベントを開催し、幼少期からの読書の習慣化や、より多くの町民に読書への興味、関心を持っていただけるよう、読書の普及啓発を行います。
- ・ 利用者が本を探しやすいレイアウトの改善に加え、時事の話題となる本、賞を得た作者の本、四季イベントに応じた本、利用者の人気ランキング上位の本などの展示や、利用者が勧める本を紹介し、本と出会い、触れ合う機会の充実を図ります。
- ・ 学校図書室の状況を把握し、学校が困っていることへのアドバイスや支援を行うほか、各校の図書ボランティアの相互連携や育成を図り、本の読み聞かせや、読書環境の向上を図ります。

【基本方針 4】子育て・教育・学習

主要施策 4 スポーツ

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

スポーツへの関心を高め、全世代が豊かなスポーツライフを楽しむことで、健康な暮らしと活力あるまちを目指します。

体系

主要施策 4

スポーツ

具体的施策 1

スポーツの推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町民一人当たりのスポーツ 教室、大会、イベントの延べ 参加回数	回	0.50 (7,593/15,093)	2024（令和 6） 年度	↑	生涯学習課資料
2	町民一人当たりのスポーツ 施設延べ利用回数	回	5.17 (77,954/15,093)	2024（令和 6） 年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

- ・ 本町では、多くの町民がスポーツに取り組むことができるよう、各競技における大会の開催、幼児から中学生を対象とした体操、スポーツ教室（12 種目）、成人や高齢者を対象としたウォーキング等のイベントや健康体操教室を開催しています。
- ・ しかし、近年、大会や教室等への参加者が減少傾向にあり、住民アンケートでは「参加したい教室がない」が主な理由となっていることや、スポーツ庁の調査では、スポーツの実施が「健康のため」が主な理由となっていることを踏まえ、時代に応じた教室やイベントへの転換、運動をしていない方へのスポーツ実施のアプローチ、スポーツと健康を掛け合わせた事業を進める必要があります。また、2022（令和 4）年度より、スポーツレベル向上の事業に取り組んでいますが、レベルの向上を図るためには、長期的に実施していく必要があります。
- ・ 体育施設の利用者は、2018（平成 30）年度の 86,371 人から 2024（令和 6）年度の 77,954 人に減少しています。現在、施設予約は個々の施設ごとに紙媒体で申請を行っており、予約状況確認を含め非効率であることから、予約システム等の導入により、PC、スマホで 24 時間、どこからでも施設の予約申請ができるなど、利用者の利便性向上を図る環境整備を進める必要があります。

具体的施策

1. スポーツの推進

【目標】：誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境を整えます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 時代やニーズに合った新規のスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツへの興味、関心を高め、「見る」スポーツから「する」スポーツへの転換、スポーツ未経験者への参加機会の充実に取り組みます。
- ・ スポーツと健康を融合した事業の開催や、携帯を活用したウォーキングアプリ等の開発・活用を通じて、利用者自身が身体・運動状況の把握、健康状態の管理を行うとともに、アプリ内で地域別、年代別等による交流を促進し、健康を意識した運動習慣の定着を図ります。
- ・ 引き続き、国際的な活動歴のある選手や指導者を招いた講演会、講習会などを開催するなど、アスリートの経験やスポーツ技術のノウハウを学ぶ機会の創出、個々の運動能力や技術の向上を図り、スポーツレベルの向上につなげていきます。
- ・ 施設の予約システムの検討、導入を行い、予約状況の可視化、24 時間いつでも、どこからでも施設の予約ができるよう、利用者の利便性の向上を図ります。

【基本方針 4】子育て・教育・学習

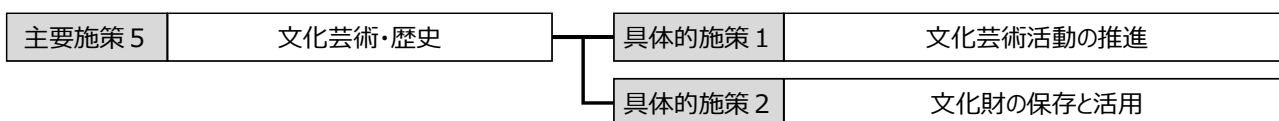
主要施策 5 文化芸術・歴史

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

地域が一体となって、歴史を伝え、文化を育み、心豊かで魅力あふれるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町民一人当たりの文化ホール事業の延べ来場回数	回	0.10 (1,502/ 15,093)	2024（令和 6） 年度	↑	生涯学習課資料
2	町民一人当たりの歴史文化講座・イベントなどの延べ参加回数	回	0.022 (339/ 15,093)	2024（令和 6） 年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

■文化芸術

- ・ 本町の文化活動は、香美町文化協会を中心に行われており、文化協会祭や芸能発表会など活発に活動していますが、高齢化により担い手が減少し、若年層の参加が課題となっています。
- ・ 香住区中央公民館文化ホール事業などを通じて文化芸術に触れる機会を設けていますが、住民アンケートでは鑑賞機会の少なさが不満の 1 位で、また、情報発信不足も指摘されており、身近に文化芸術に触れられる機会の拡充や、効果的な周知の手法を取り入れ、広報を強化することが求められています。
- ・ さらに、鑑賞するだけでなく、自らが創作・発表する意欲を育てることとして、絵画や楽器の演奏を体験する機会を作っていくことが必要となっています。

■文化財

- ・ 本町には、国県町指定・登録文化財 101 件、未指定文化財 1,600 件の多くの文化財があります。近年、所有者の高齢化や、伝統芸能を継承している地域団体での人数の減少などから、保存や活用を担う人材が不足していること、また、未指定文化財のリスト作成後 20 年が経過しており、住民参加による継承体制の構築とリストの更新が必要となっています。
- ・ 地域の歴史文化は、地域の魅力を伝える貴重な遺産です。しかし、歴史文化を継承する区、自治会では、人口減少、少子高齢化により、伝統行事の休止や廃止、継承されてきた地域の歴史の断絶などが懸念され

る状況となっています。継承が行われなくなると本町を構成する貴重な遺産が失われることとなり、歴史文化を未来へ継承するため、区・自治会、大学などの研究機関と協働して調査を実施し、報告書等として記録を残し、共有や周知、活用を図る必要があります。

- ・ 町内には、収集された民具が約 11,000 点、発掘調査の出土遺物がコンテナで約 1,360 箱あり、町内 3 箇所の空き施設に収納しています。しかし、目録が整備されていないため、正確な数の把握ができておらず、展示、活用が図られていません。このことから、適正管理、活用を行うためには、目録の整備や展示収蔵施設を整備する必要があります。

具体的施策

1. 文化芸術活動の推進

【目標】：すべての町民が日常の中で文化芸術に親しみ、世代や地域を超えて文化を共有・継承する環境を創ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 香住、村岡、小代文化協会が実施する文化祭、芸能発表会への支援や、講座生への協会入会の声掛け、広報活動など新規会員獲得のための取組を支援します。
- ・ 文化芸術の鑑賞機会を増やすため、香住区中央公民館文化ホール以外の村岡区や小代区の自然や屋内外施設においても、演劇の上演、写真展の開催など文化芸術に触れる機会の提供に取り組みます。
- ・ 近年、質の高い文化芸術事業を展開し、来場者からは高い満足度を得ていますが、多くの町民に、その事業の内容や、文化芸術の持つ感動、充足感が届いていない現状があります。プッシュ型通知などの活用を検討し、取りにくい情報から届ける情報への広報手段の転換に取り組みます。
- ・ 香住区中央公民館文化ホールのイベントにおいて、楽器の演奏体験など、参加できる体験プログラムの種類や回数を増やし、自らが創作・発表する意欲を育て、文化芸術の推進に取り組みます。

2. 文化財の保存と活用

【目標】：地域の歴史や暮らしの中で育まれた文化財を、地域全体で守り、活かし、次の世代へつないでいく環境を創ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 地域の特性を示す歴史文化を次の世代へ伝えるため、未指定の文化財の把握と整理に取り組むとともに、地域全体で文化財の保存・活用に関わる体制づくりとして、ボランティア団体などの組織化に取り組みます。
- ・ 区・自治会の歴史文化を次の世代へ伝えるため、区等の有する歴史的書物の文献調査や、地域住民への聞き取り調査を行い、調査の成果は、報告書として刊行するとともに、町ホームページで公開し、集落の歴史文化を学び、継承できるよう情報を共有します。
- ・ 収集した民具などの未指定文化財の活用のため、展示・保管環境の整備に取り組むに当たり、基礎資料となる収蔵品目録を作成します。
- ・ 文化財の修理状況や、文化財の保存活動など、取組を広く地域と共有するため、町ホームページ等で情報発信を行います。

【基本方針 5】生活基盤・環境

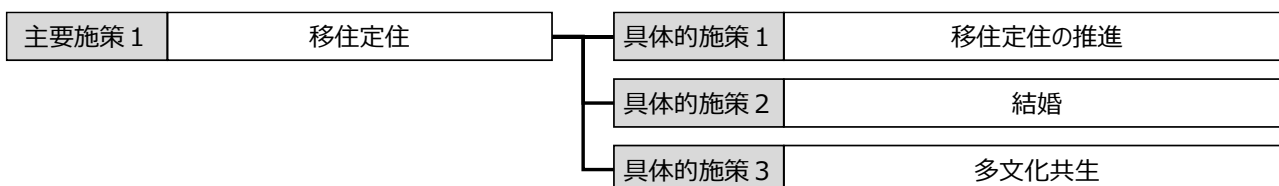
主要施策 1 移住定住

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

このまちに魅力や愛着を感じるとともに、若者や女性をはじめ誰もが住みたくなるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町の移住相談等を通じて移住した 40 歳未満の女性の数（累計）	人	3	2024（令和 6） 年度	↑	企画課資料
2	町の移住相談等を通じて移住した 20～39 歳夫婦の世帯数（累計）	世帯	3	2024（令和 6） 年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

■移住定住

- ・ 本町の人口は年々減少が続いており、人口減少を抑制する必要があります。特に、高校卒業後に京阪神をはじめ町外の大学、専門学校に進学し、そのまま町外に就職される方が多いことから、若者の U ターンを促進していく必要があります。この傾向は、女性に顕著なことから、女性の U ターン者を増やす取組が必要です。
- ・ 2024（令和 6）年に実施した町民アンケートでは、77.9%が「香美町に愛着を感じる」と回答したものの、「町外へ移りたい」との回答が全体で 27.6%あり、特に若い世代（18、19 歳は 75%、20～24 歳は 48%）で高い割合となっています。
- ・ 若者が帰って来ない理由として、希望する働く場所がないことや、生活を送るのに不便との要因があげられており、「帰ってきたくなるまち、選ばれるまち」を目指す取組が必要です。
- ・ 移住者を増やすため「まちなか移住相談室」の設置や「空き家バンク」を設け、住まいを希望する方に空き家物件の紹介及び各種補助金制度で助成するなどの取組を行っていますが、アンケート結果では、「空き家の活用対策」、「U ターンしてもらうための仕組」、「移住推進に関する情報発信」などの取組が不十分という結果がでているため、移住や住まいに関する施策を充実させるとともに、情報発信を強化する必要があります。

■結婚

- ・ 若い世代の転出増加により、出会いの機会が少ないことから、本町での出会いの機会を創出する取組や本町で暮らしたい、結婚したいと思っていただける取組が必要です。
- ・ また、単なる出会いの機会の創出だけでなく、若い世代の結婚や子育てに関する希望をかなえる施策展開を行っていく必要があります。

■多文化共生

- ・ 本町に在住する外国人には、労働収入を目的とした方も多くおられ、地域住民との交流機会が少なく、お互いの情報が不足している状態です。
- ・ また、外国人家庭の出産、育児、子育て、教育における対住民、対事業者との言葉の壁による意思疎通が難しい状況もあることから、多文化共生意識の醸成を図り、外国人労働者の職場と連携して交流を深める必要があります。

具体的施策

1. 移住定住の推進

【目標】：移住希望者に対する相談支援体制を充実させ、若者や女性を中心とした移住者の増加につなげます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 移住フェアに積極的に参加するとともに、本町に興味を持ていただけるよう PR 活動に取り組みます。
- ・ オンライン相談の充実や官民連携の相談体制の構築など、移住相談体制の強化を図ります。
- ・ 大学進学や就職などのため町外に転出した若者をターゲットに仕事、住まい、子育てなどの情報を発信し、Uターン促進を図ります。
- ・ 移住定住支援サイト（WONDER KAMI）を充実させ、就職や暮らしの情報発信の強化を図ります。

2. 結婚

【目標】：若い世代の結婚や子育てに関する希望をかなえる環境を構築します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 官民連携による出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・ 結婚を希望する方への支援に取り組みます。

3. 多文化共生

【目標】：外国人の移住定住を進めるとともに、多文化共生の意識の醸成を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 町民と外国人の交流の場づくりに取り組みます。
- ・ 日本語教室を開催し、町内の外国人の日本語能力の向上を図ります。
- ・ 日本の文化や生活習慣を理解いただく取組を検討します。

【基本方針 5】生活基盤・環境

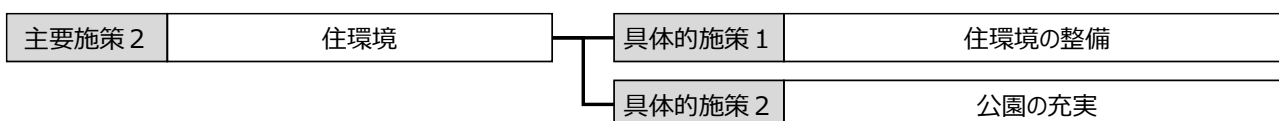
主要施策 2 住環境

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

町営住宅の改修や管理不全空家の除却、安心して利用できる魅力的な公園の整備・管理を進め、安全安心な住環境の整った、住みよいまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町営住宅のうち、解体撤去・更新等が必要な住宅の割合	%	19.6	2024（令和 6） 年度	↓	建設課資料
2	町内空家率	%	21.5	2023（令和 5） 年度	↓	住宅土地統計調査

地域の現状と課題

■住宅

- 町営住宅については、老朽化を示す状態として 15 住宅 179 戸のうち、建築後 30 年を経過しているものは 8 住宅 147 戸（全体の 82.1%）となっており、町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を進める必要があります。
- また、過年度の住宅使用料の納付についても、自主納付を進めることを目指し、納付指導を行っていく必要があります。
- 老朽危険空家の情報収集については、現在は自己所有空家の解体や迷惑を被っている近隣の方等からの相談のみの対応となっています。今後、一定の対応を終えた際には、老朽危険空家の情報を定期的に自治区等から得るなど、官民一体となって空家の実態を把握していくことが必要です。
- 老朽危険空家の処分には多額の費用や労力がかかることから、未対応状態が続き、さらに新たな老朽危険空家が発生するといった状況となっています。また、当事者の相続などの問題がある案件も多く、円滑に進まない場合も多いことから、住民の良好な生活環境を確保するため、継続して老朽危険空家問題に取り組む必要があります。

■公園

- 公園は、町内に 11 箇所（香住区 3 箇所、村岡区 4 箇所、小代区 4 箇所）ありますが、設置目的によって所管課が異なり、町として公園の一元管理ができていません。
- 子育て世代からは、子どもが安全に遊ぶことのできる遊具の充実を求める声があり、区ごとに遊具の設置を進

めてきましたが、設置及び維持管理等に要する経費も必要なことから、すべての公園に設置できていません。

- ・ また、公園にはそれぞれの設置目的があるものの、目的を果たせていない公園もあり、管理運営が不十分な状態となっていることから、管理の適正化及び公園の設置目的を再確認する必要があります。
- ・ 2024（令和6）年に実施した町民アンケートでは、「快適で心地よい住環境のまちの推進」の取組についての不満理由として、回答者の45.6%が「公園や広場が充実していない」と回答しており、誰もが使いやすく、遊具等が充実した公園を整備する必要があります。
- ・ 今後は、公園マップを作成するなど、町民へ公園の所在をお知らせする必要があります。

具体的施策

1. 住環境の整備

【目標】：町営住宅長寿命化計画の見直しを必要に応じて行いながら、町営住宅の生活環境を確保するため、計画的な施設管理を行います。また、住民の良好な生活環境を確保するため、町内に多く存在する管理不全の老朽危険空家の除却を推進し、住みよい町を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 老朽化の著しい町営住宅については、利用者の快適な生活のための修繕や施設の更新を検討します。
- ・ 住宅使用料については、滞ることがないように適切な納付指導を行います。
- ・ 空家等対策計画に基づき官民一体となった情報収集に努め、管理不全な空家などの対策に取り組みます。

2. 公園の充実

【目標】：公園の管理の適正化、施設の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 子育て世代からの要望の多い子どもの遊具の導入や更新を行います。
- ・ 公園内の点検を毎年定期的に行います。
- ・ 地元住民組織による公園施設維持管理の導入を検討します。
- ・ 公園マップを作成し、町民への周知を図ります。

【基本方針5】生活基盤・環境

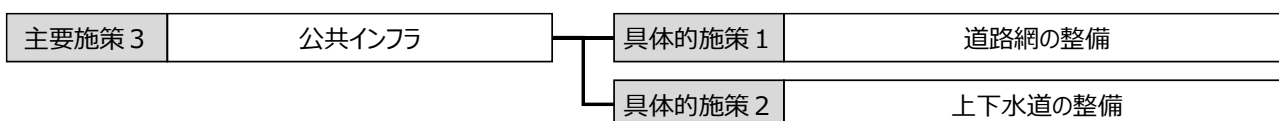
主要施策3 公共インフラ

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

公共インフラの計画的な予防保全による老朽化対策などを進め、公共インフラの整備された快適なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	早期修繕が必要な道路構造物の割合	%	3.1	2024(令和6)年度	↓	建設課資料
2	水道有収率	%	81.4	2023(令和5)年度	↑	企業会計決算書
3	料金回収率(水道)	%	60.7	2019(令和元)～ 2023(令和5)年度までの平均	↑	企業会計決算書
4	下水道接続率	%	83.5	2023(令和5)年度	↑	企業会計決算書
5	経費回収率(下水道)	%	90.1	2019(令和元)～ 2023(令和5)年度までの平均	↑	企業会計決算書

地域の現状と課題

■道路

- ・ 山陰地方は、高規格道路等の自動車専用道路のミッシングリンクが残る地域であり、第三次救急医療機関への搬送など地域医療体制の確保、災害時等の冗長性の確保、水産物、農産物の物流時間の短縮や観光等による交流人口の増加等の観点から、他地域に大きく後れを取っている状況となっています。
- ・ また、その他一般道路のうち、国道、県道などについては地域の幹線道路であるにも関わらず、急カーブや幅員が狭い箇所、歩道がない区間があるなど、通行車両、歩行者などの安全が確保できていない箇所が存在しています。そのため、事業主体である国・県に対し早急に事業進捗を図るよう要望を継続する必要があります。
- ・ 町道については、高度経済成長期に集中して建造された橋梁など道路構造物の老朽化が著しく、点検や修繕による安全確保はもちろん、計画的な修繕などによる費用の平準化やライフサイクルコストの抑制が急務とな

っています。今後は、橋梁長寿命化計画等に基づき、計画的に修繕を実施していく必要があります。

- ・ 集落内の町道のうち、迂回路のない幹線的道路上における道路上部の斜面からの落石の発生、その他集落内町道の舗装や側溝等の損傷、道路沿線の草木の繁茂などにより、住民からの対応要望が絶えない状況となっており、現在、除草など地元で対応可能なことは一部地元自治会などでも対応いただいておりますが、人口減少や高齢化により、作業の実施や費用の確保が困難な状況となっている自治会等が多い状況となっています。
- ・ そのため、現在実施している道路等の修繕に係る原材料支給制度の継続、道路愛護活動として実施する除草作業にかかる支援金の交付などについて継続するとともに、防災点検による要対策箇所について落石対策などの災害防除事業を継続して行っていく必要があります。
- ・ 冬季の交通の安全確保のためには道路の除雪作業が必須となっていますが、道路除雪のための機械の維持、オペレータの確保などに苦慮する業者が多く、撤退する業者もあり全国的な問題となっています。
- ・ また、消雪工で融雪を図っている箇所については消雪工の性能確保が重要であります。施設の老朽化により十分な散水量の確保が困難な路線が増えています。
- ・ したがって、長期的に除雪体制を確保するため、委託料に計上している除雪業者の機械維持に係る費用の一部について増額を検討するとともに、オペレータ確保のための資格取得にかかる費用の一部補助の継続、消雪工については老朽化した取水井の更新などを順次行っていく必要があります。

■ 上水道

- ・ 1975（昭和 50）年代に集中的に整備した水道管が、ここ数年で法定耐用年数を経過することが見込まれ、水道管老朽化に伴う漏水が頻発している状況であることから、耐震化の向上も含めた水道管の更新を進める必要があります。
- ・ 主に給水人口の減少により、収益が悪化しており、2022（令和 4）年に水道料金の引上げ改定を行いましたが、依然として赤字経営の状況であることから、経営の改善を進める必要があります。

■ 下水道

- ・ 下水道整備から数十年が経過し、機器更新等も含めた維持管理経費が増加していることから、施設の統廃合を含めた経費削減に取り組む必要があります。
- ・ また、人口減少に伴い、下水道使用料収入も減収しており、経営の改善を進める必要があります。

具体的施策

1. 道路網の整備

【目標】：山陰近畿自動車道・北近畿豊岡自動車道、国県道整備の促進を図るため、但馬管内及び鳥取県東部の市町と連携するとともに、計画的なインフラ整備、持続可能な除雪体制の確保により、安全安心な道路インフラの構築を進めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 高規格道路及び国県道等の整備促進に向けた活動に取り組みます。
- ・ 計画的な老朽化対策・防災対策を推進します。
- ・ 持続可能な道路の維持管理に取り組みます。
- ・ 持続可能な除雪体制の確保に取り組みます。

2. 上下水道の整備

【目標】：安全安心な水道水の供給体制の確保を図ります。また、効率的な汚水処理を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 水道管の老朽化対策を推進します。
- ・ 水道料金の適正化を図ります。
- ・ 下水道の接続率向上に取り組めます。
- ・ 下水道施設の統廃合を推進します。

【基本方針5】生活基盤・環境

主要施策4 公共交通

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

通院、買い物など目的地に安全で円滑に移動ができる利便性の高い交通ネットワークのある快適なまちを目指します。

体系

主要施策4

公共交通

具体的施策1

公共交通サービスの充実

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町民バスの利用者数	人	28,999	2024（令和6） 年度	↑	企画課資料
2	町民バスにおけるデマンド運行路線（地域）数	路線	3	2024（令和6） 年度	↑	企画課資料
3	香住区内におけるタクシー配車数	回（台）	7,439	2024（令和6） 年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- ・ 本町では、町民のほとんどが通勤や買い物などの移動に自家用車を利用しており、自動車を持たない高齢者等にとっては公共交通が重要な移動手段となっていますが、利用者は少ない状況にあります。
- ・ バスにおいては、町民バスと路線バスが存在し、町民バスは民間事業者に運行委託しています。しかしながら、利用料金だけでは経営が大変厳しい状況であり、バス運営を維持するために多額の補助を行っており、補助額は年々増加傾向にあります。また、バス運転手が年々不足していくことにより、減便やデマンド型運行への移行などをせざるを得ない状況となり、加えて、「バス料金が高い」、「希望する時間帯にバスが走っていない」、「デマンド予約が難しい」などの意見も寄せられており、持続可能な交通ネットワークの再構築が必要となっています。
- ・ JRにおいては、山陰本線の城崎温泉～浜坂間の輸送密度が2,000人未満の区間として発表され、将来にわたっての存続も難しい状況にあります。さらに、ダイヤ改正による普通列車の減便や特急列車の一部運行区間の短縮によって利便性が低下しており、鉄道利用助成制度を設けるなどの取組を行っていますが、線区別収支は大変厳しい状況であり、利用者数の増加を図る必要があります。
- ・ タクシーにおいては、香住区で長年運営しているタクシー会社があるものの、利用者の減少により経営が大変厳しい状況であるため、事業継続の観点で運営費の助成を行っています。また、恒常的に運転手が不足しており、この確保が急務となっています。なお、2024（令和6）年12月に、村岡区に拠点を持つタクシー会社が運営を開始しました。

- ・ 今後の本町における公共交通に関しては、自動運転などの新技術も勘案しながら、新たな仕組みの導入の検討など、公共交通を守る取組により、持続可能な交通ネットワークの再構築を進めていく必要があります。また、交通政策においては、教育（通学）、福祉（医療機関、福祉施設等への輸送）等様々な課題と関連することから、庁内において部門横断的な政策調整も必要です。

具体的施策

1. 公共交通サービスの充実

【目標】：暮らしを支え、安全で利便性が高く、多くの方に利用される公共交通体系を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 公共交通ネットワークの再構築に向けた公共交通再編計画を作成します。
- ・ ライドシェア等の新たな移動手段の検討を行います。
- ・ 町内交通機関における利用促進策を再構築します。
- ・ 交通政策にかかる庁内連携を推進します。
- ・ 運行事業者等と連携して交通政策の課題解消策の検討を進めます。

【基本方針 5】生活基盤・環境

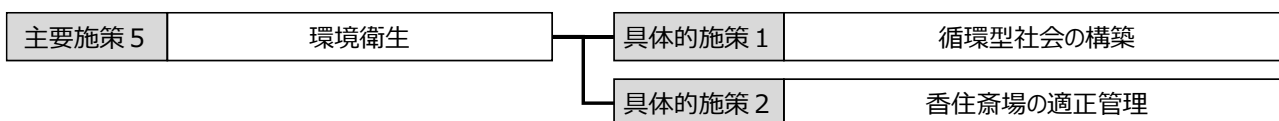
主要施策 5 環境衛生

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

適正なごみの分別、町民からのごみ発生抑制、資源化の意識を向上させ、環境にやさしいまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	町民一人 1 日当たりのごみ排出量	g/人・日	806	2024（令和 6） 年度	↓	香美町一般廃棄物 処理基本計画
2	ごみの再資源化率	%	14.77	2024（令和 6） 年度	↑	香美町一般廃棄物 処理基本計画

地域の現状と課題

■環境衛生

- 本町の一般廃棄物の総排出量は 2020（令和 2）年の 5,221t、2021（令和 3）年の 5,204t、2022（令和 4）年の 5,263t、2023（令和 5）年の 5,090t、2024（令和 6）年の 4,942t と年々減少傾向にありますが、総排出量から事業系ごみを除いた町民一人当たり 1 日の排出量は 2020（令和 2）年の 794g、2021（令和 3）年の 807g、2022（令和 4）年の 810g、2023（令和 5）年の 808g、2024（令和 6）年の 806g と横ばい傾向となっており、総人口及び総排出量は減少しているものの、町民一人当たり 1 日の排出量は減っていない状況です。
- 一般廃棄物の総排出量のうち、カン・ビン、ペットボトル、古紙類、プラスチック容器包装など資源化されたものの資源化率は 2020（令和 2）年 19.00%、2021（令和 3）年 18.37%、2022（令和 4）年 17.42%、2023（令和 5）年 16.54%、2024（令和 6）年 14.77% と年々減少傾向にあり、古紙のボックス回収が増えたことによる影響も一部考えられますが、資源化できるものが可燃ごみや不燃ごみとして排出されていると考えられます。今後、資源化率の向上を図るためには、ごみ分別意識の徹底と総排出量の 80% 近くを占める燃やすごみをいかに減量できるかが課題となっています。
- 資源化を図るため、各地区の拠点に搬出された古紙類を町直営で回収する拠点回収のほか、PTA などの集団回収を行った団体に対して回収量により奨励金を交付していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による取組の休止、学校統合による PTA の資源回収事業の減少、拠点回収による古紙類等の搬出量の減少等、資源ごみの回収量の減少が見受けられます。

- ・ また、不法投棄については、増加傾向ではないもののパトロールや啓発看板の設置など継続して活動していく必要があります。

■ 斎場

- ・ 香住斎場は建築後 45 年、共同設置している広域美方苑も 42 年が経過しています。計画的に火葬炉の更新、経年劣化による修繕等を行っていますが、今後団塊の世代が 75 才以上になり、香住区の高齢化が進み、稼働件数の増加が見込まれることから、施設の更新が課題です。

具体的施策

1. 循環型社会の構築

【目標】：町民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図り、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会」を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 廃棄物を出すときは、できるだけ再資源化や再利用を基本として、町民への意識啓発を図りながら、分別収集を徹底します。
- ・ ごみの適切な分別方法や減量化・資源化を推進するため、「ごみの出し方・分け方ハンドブック」を改訂し、分別方法などの分かりやすい情報発信・啓発を行います。
- ・ 分別収集の実施にあたっては、効率的かつ効果的な収集方法の体制づくりを進め、環境美化推進協議会と連携し、区（自治会）における出前講座などの取組を進めます。
- ・ 燃やすごみの減量化を推進します。

2. 香住斎場の適正管理

【目標】：香住斎場の適正な維持管理に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 老朽化した斎場の適正な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・ 斎場更新又は斎場の統一に向け、今後の斎場のあり方を検討をします。

【基本方針 5】生活基盤・環境

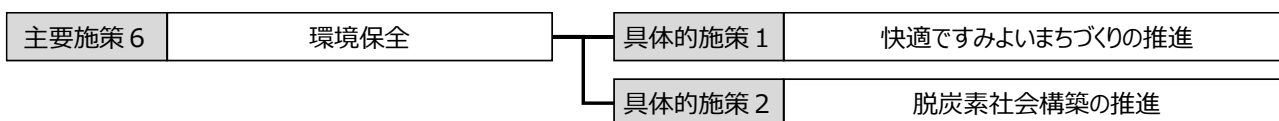
主要施策 6 環境保全

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

町民、事業者、行政などが一体となり、豊かな自然を次代に継承し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	「グリーン但馬 10 万人作戦」住民参加率	%	28.5	2024（令和 6） 年度	→	町民課資料
2	町の事務事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	4,428.6	2022（令和 4） 年度	↓	町民課資料

地域の現状と課題

■環境保全

- ・ 本町では、環境美化推進隊、各区の環境美化委員、香りの花フェスタ実行委員会や各区花づくり団体等と協力して環境保全や美化活動の取組を行っています。
- ・ しかし、今後、ますますの高齢化によりこれまでの活動の縮小が見込まれることから、人材の確保や積極的な啓発活動を行う必要があります。

■脱炭素

- ・ 本町では、2024（令和 6）年 3 月に「第 2 次香美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の 3 種類ガス排出量を 2013（平成 25）年度（6,213.4t-CO₂）を基準年として 2030（令和 12）年度（3,433.1t-CO₂）に 44.7%の削減を目標に取組を行っています。また、施設の LED 化や再生可能エネルギーの導入などの取組も徐々に進めているところですが、本町における省エネの取組は住民に対する省エネ推進に係る支援も含め、あまり進んでいません。
- ・ また、地域特性として、本町は、冬季に積雪があり、年間を通じ日照時間も少なく太陽光発電効率に適した地域とはいえません。
- ・ 町内の再生エネルギー施設は、太陽光や風力などの大規模な発電施設はなく、公共施設では、香住文化会館に太陽光パネルが設置されているのみとなっています。
- ・ 国では、クリーンエネルギー自動車の普及と、インフラとしての充電施設の設置を、車の両輪として進めていくこと

としており、2023（令和5）年に経済産業省から「充電インフラ整備促進に向けた指針」が示され、町内にはEV充電施設が7箇所設置されています。

- ・ 2024（令和6）年に実施した町民アンケートでは、「自然と共生するまちの推進」の取組についての不満理由として、回答者の23.6%が「再生可能エネルギーの普及支援が不十分」と回答しています。
- ・ 近年、異常気象が頻発していることから、身近なところから低炭素社会を推進し、環境保全に努めていく必要があります。

具体的施策

1. 快適ですみよいまちづくりの推進

【目標】：快適ですみよいまちづくりを推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 環境保全や美化活動に係るボランティアへの活動支援や資材提供等に取り組みます。
- ・ 不法投棄防止のため看板設置やパトロールなどの啓発活動に取り組みます。
- ・ 高齢化による人材不足に対応する活動方法を検討します。

2. 脱炭素社会構築の推進

【目標】：自然環境に配慮した脱炭素社会の構築を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みの構築や普及支援により、普及拡大を図ります。
- ・ 環境負荷の少ない社会構造への転換を促すため、脱炭素型製品の導入を推進します。
- ・ 電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及と利用環境の整備を図ります。
- ・ 公用車のハイブリッド化や電氣化の推進に取り組みます。
- ・ 学校教育におけるSDGs教育を推進し、環境問題への意識を高めます。
- ・ 住民に対し、省エネを推進します。
- ・ 国や県の支援を活用・連携しながら、事業を推進します。

【基本方針 6】行政経営

主要施策 1 参画・協働

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

互いを認め合いながら町民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組み、町民一人ひとりが主役となるまちを目指します。

体系

主要施策 1

参画・協働

具体的施策 1

協働のまちづくりの推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	新しい地域コミュニティ組織の設立数	箇所	1	2024（令和6） 年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- ・ 本町では、人口減少や少子高齢化に伴い、これまで集落単位で行われてきた共同作業などの継続が困難な状況になっており、集落の生活環境が悪化しつつあるとともに、空き家の増加や移住者とのトラブルも発生しています。
- ・ また、本町ではこれらに対応するため、公民館単位での新しい地域コミュニティ組織の設立に取り組んでいましたが、現在、1組織のみにとどまっています。新しい地域コミュニティ組織の必要性に関する地域と行政との合意が図られていないことが課題となっているため、今後は、設置目的、役割、活動内容について再度整理し、啓発していく必要があります。
- ・ 加えて、福祉、防災などの課題に対し、地域で対応すべき役割も大きいため、持続可能な地域活動を支える仕組みづくり、活動拠点の維持確保などの取組が一層求められています。
- ・ 町政への町民参画については、「住民一人ひとりが主役である」というまちづくりの考え方を踏まえ、住民一人ひとりができる役割を果たすとともに、地域活動を行う組織の育成、支援を行うとともに、地域活動を担う人材育成を進める必要があります。

具体的施策

1. 協働のまちづくりの推進

【目標】：新たな地域活動組織や人材の育成を行うとともに、地域の課題への対応を行い、連携・協働しながら地域住民の暮らしを維持します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 地域課題の解決に向け集落や地域活動団体が取り組む公益事業に対し助成を行います。
- ・ 公民館単位で組織する区長会を中心に地区間の連携協力を図り活動しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 将来の地域のリーダーとなる人材育成や若者のまちづくりへの参画促進に取り組めます。
- ・ 先進地の事例を学び、推進の方向を決定します。
- ・ 地域自治区ごとに設置している「地域協議会」において、地域の課題を協議します。

【基本方針 6】行政経営

主要施策 2 情報発信・情報共有

目指すまちの姿

目指す
まちの姿

住民一人ひとりが必要な情報を確実に受け取ることができるとともに、誰もが安心して暮らすことができる、信頼性と効率性を兼ね備えた情報発信基盤を持つまちを目指します。

体系

主要施策 2

情報発信・情報共有

具体的施策 1

広報・情報発信の充実

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	オフィシャルホームページのアンケートにおいて「満足」と回答した数の割合	%	61.2	2024（令和 6） 年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- 本町における情報発信は、毎月発行される町広報紙、防災行政無線による各戸受信機からの定時放送、町ホームページにより行っており、防災情報は、防災ネット香美に登録をお願いし、防災情報に特化した情報発信を行っています。
- さらに、SNS を利用した情報発信も行っていますが、その発信内容の基準等が定まっておらず、チェック体制が未整備であるため、住民への正確で効率的な情報提供ができる体制を確立する必要があります。
- また、情報発信媒体の多様化は、社会情勢の変化に合わせて必要不可欠であるものの、広報担当者の業務負担も増加の一途をたどることになるため、限られた人員の中でバランスのよい情報発信ができる体制を整える必要があります。
- 情報発信については、現在、広報担当者にすべての情報が集約できる体制が整っておらず、イベントや事業ごとに所管課から直接発信されるケースもみられるため、情報が一元管理されていない状況を解消し、住民への安定した情報提供を実現する必要があります。
- 住民が必要な情報を受け取るためには、光ファイバー等の高速ブロードバンドサービスが不可欠ですが、未整備集落があるため、通信事業者に継続して要望していく必要があります。

具体的施策

1. 広報・情報発信の充実

【目標】：住民が必要な情報を正確に受け取ることができるよう、情報発信体制の充実を図るとともに、住民の暮らしを支えるために、ブロードバンド等が未整備の地域への支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ホームページについて、適切な情報提供を実現するマニュアルづくりに取り組みます。
- ・ 情報発信に係る職員体制の充実を図ります。
- ・ 情報発信の一元管理体制を構築します。
- ・ 効果的な情報発信に向けた庁内研修を行います。
- ・ インターネット環境が整っていない方への支援を行い、誰もが情報にアクセスできる環境づくりを推進します。

【基本方針 6】行政経営

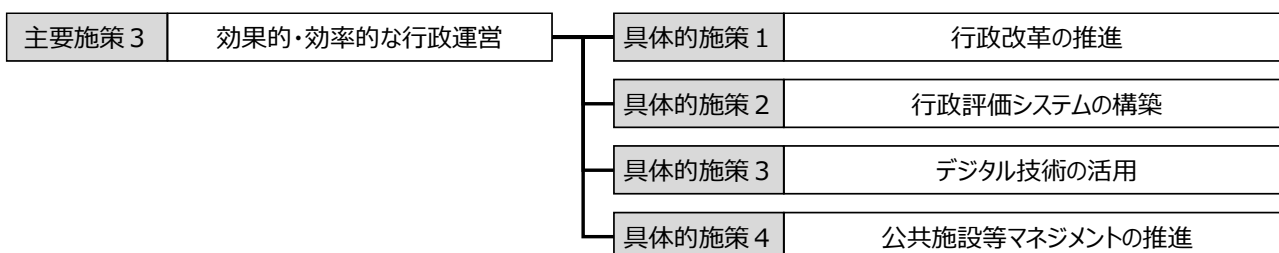
主要施策 3 効果的・効率的な行政運営

目指すまちの姿

目指す まちの姿

行政評価や行政改革など様々な視点で PDCA サイクルによる行政経営のマネジメントを推進するとともに、職員の人材育成を積極的に推し進め、効率的で利便性の高い行政サービスを提供するまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	職員の離職率	%	3.57	2022（令和 4）～ 2024（令和 6） 年度までの平均	↓	地方公共団体定員 管理調査
2	職員一人当たり時間外勤務 （月平均）	時間	10.8	2024（令和 6） 年度	↓	勤怠管理システム 総務課資料
3	証明書交付に占めるコンビニ交 付の割合	%	30.2	2024（令和 6） 年度	↑	企画課資料
4	施設保有量（延床面積）の 1 年当たりの削減延床面積 （基準値：H27 年度末の延床 面積 164,553 m ² × 30%÷30 年＝1,645 m ² ）	m ²	1,645	2015（平成 27） 年度	→	香美町公共施設等 総合管理計画

地域の現状と課題

■行政改革・行政評価・デジタル推進

- 人口減少、少子高齢化の加速、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効果的、効果的な行政運営を図る必要があります。このため、「当初期待した目的どおりに成果が上がっているか」という視点で、事業等を評価・検証する行政評価を導入する必要があります。

- ・ 本町では、近年、定年を待たずに若年層をはじめ中高年の職員が離職する傾向が高まっており、また、都市部志向の高まり、新卒の売手市場及び公務員離れなど職員の確保が困難な状況となっています。さらに土木職、保健師等の専門職の確保が慢性的に困難な状況が継続しており喫緊の課題となっています。
- ・ 現在、社会構造の変化や行政需要の多様化・複雑化が急速に進んでおり、個々の職員に求められている能力の高度化が進み業務負担も増大しています。
- ・ このようなことから、職員の確保対策として受験者の年齢制限の緩和、採用試験の早期実施及び専門職の確保検討とあわせ、事務事業の効率化、職員の健康管理及びワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりを行い、その上で職員の定員適正化を進める必要があります。
- ・ また、本町の人事評価は業績評価及び能力評価により実施していますが、業績評価が主となっており能力評価が反映しにくい制度となっているため、今後は、職員の資質向上につながる人事評価を目的に、やりがいを実感できる取組、成果主義、負担の少ないシステムの導入など新たな人事評価制度を構築する必要があります。
- ・ 事務事業の効率化に向けて、起案・決裁のオンライン化を取り入れ、2023（令和5）年に策定した香美町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づいたデジタル化の推進、AI等の活用により業務効率化を図り、職員が相談等対住民の業務へ集中できる環境を構築する必要があります。

■ 公共施設等マネジメント

- ・ 本町では、今後の公共施設の老朽化、人口減少・少子高齢化による公共施設の利用状況の変化や厳しい財政状況を考慮し、公共施設の在り方を検討するため「香美町公共施設等総合管理計画」と総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を示す「個別施設計画」を策定し、公共施設等マネジメント（保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組）の推進を行っています。
- ・ 利用用途がない施設を維持管理することは多くの費用や労力を要するため、利活用・譲渡を検討した後、利用が見込めないと判断した場合は、利用可能な施設であっても解体撤去を推進する必要があります。
- ・ 今後、統合により廃校となった複数の校舎や体育館、グラウンドが普通財産となることから、財政負担の少ない譲渡を検討する必要があります。また、再度利活用する方法もありますが、多額の費用も必要になることが予想されます。いずれにしても費用をかけない方法での今後の方向を決めるには多くの課題があります。
- ・ 現在、人件費の増加や物価高騰の影響で施設の管理運営費も増加傾向にあります。今後、地方交付税の減少、生産年齢人口の減少に伴う町税の減収等が見込まれる中、指定管理者制度の活用、施設管理者のコスト意識の向上、施設利用料の見直し、省エネルギー対策の検討、また、管理運営費を抑えるため施設管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全から予防保全へシフトし修繕費の削減を行うことや、施設の新設・更新時には効率的に維持管理ができるような設計を心がけるなど、さらに効率的な施設の運営管理を進めていく必要があります。
- ・ 今後は、効率的な施設の管理運営や、施設の新築・更新の際にはなるべく修繕が少なくなるような造りや効率的な利活用・維持管理ができるような複合的な造り、また脱炭素・バリアフリー等を意識して盛り込むような造りの設計を心がけ、情報の共有を強化し職員の意思を統一できるよう情報の一元化を図る必要があります。

具体的施策

1. 行政改革の推進

【目標】：今後、ますます行政需要の多様化・複雑化が見込まれるため、住民ニーズや地域社会が抱える課題に対応できるよう、職員の確保及び資質向上に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 業務改善、職員の健康管理及びワークライフバランスを考慮した「定員適正化管理計画」を策定します。
- ・ 一般事務職職員の確保とあわせ専門職の確保が困難な状況となっているため、土木職、保健師などの採用に向け、学校などへの訪問を実施します。
- ・ 業務改善の一環として「起案・決裁のオンライン化」の導入を検討します。
- ・ 人材育成・能力開発に活用できるよう「新たな人事評価制度」の構築を検討します。
- ・ 職員研修計画の目的の達成に成果や効果があったと認められる場合など、研修実績を人事評価に反映します。

2. 行政評価システムの構築

【目標】：PDCA サイクルにより行政経営の効率化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 行政評価システムを構築し、事務事業の改善やスクラップを行います。

3. デジタル技術の活用

【目標】：デジタル技術を活用し、利便性向上及び業務効率化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ オンライン申請の拡充を促進します。
- ・ デジタルデバйд対策に取り組めます。
- ・ 内部事務のデジタル化を促進します。
- ・ 情報セキュリティ対策に取り組めます。

4. 公共施設等マネジメントの推進

【目標】：普通財産の有効活用や処分に取り組み、効率的な施設の運営管理ができるよう、職員への情報の共有を強化し、意思統一できるよう情報の一元化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 管理運営費を抑えるため香美町公共施設維持管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全から予防保全へシフトし、安定した住民サービスの共有と修繕費の縮減、更新費用の平準化、施設の長寿命化を推進します。
- ・ 用途廃止した施設の有効活用について、町内外、公民問わず、広く活用案や受入先を模索し、さらに、活用案や受入先がなかった場合、利用可能な施設であっても解体撤去を推進し施設の保有量（延床面積）の縮減に努めるなど、公共施設等マネジメントの情報の共有と職員同士の意思統一の強化を図ります。
- ・ 管理運営費の削減に向け、環境に配慮した省エネルギー対策及び脱炭素対策などを推進します。

【基本方針 6】行政経営

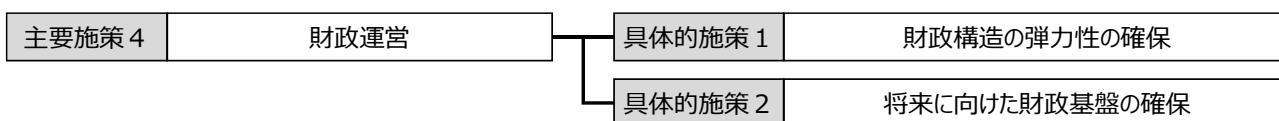
主要施策 4 財政運営

目指すまちの姿

目指す まちの姿

社会経済の変化などに適切に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、持続可能な財政運営ができるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
1	経常収支比率	%	95.7	2024（令和 6） 年度	↓	地方財政状況調査
2	実質公債費比率	%	11.4	2024（令和 6） 年度	↓	健全化判断比率
3	将来負担比率	%	17.6	2024（令和 6） 年度	↓	健全化判断比率

地域の現状と課題

- ・ 歳入については、一般財源の約 8 割を占める町税、地方交付税は、過疎化による地価の下落や人口減少により、町民税（均等割）、固定資産税の税収減や普通交付税が減少する見込みとなっています。
- ・ ふるさと納税による寄附金は、2022（令和 4）年度からの取組強化により寄附額は増加していますが、引き続き財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金が必要な状況が見込まれています。
- ・ 歳出については、公債費や特別・企業会計への繰出金の高止まりに加え、公共施設等の老朽化対策に係る経費や物価・賃金の上昇に伴う経費の増加が見込まれ、費用負担が増加する見込みとなっています。
- ・ さらに、財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、2015（平成 27）年度の 82.8%から 2024（令和 6）年度は 95.7%まで上昇しています。
- ・ また、実質的な公債費負担の規模を表す実質公債費比率については、2015（平成 27）年度の 11.3%から 2021（令和 3）年度に 9.0%まで低下しましたが、2024（令和 6）年度は 11.4%となっており、比率は上昇傾向となっています。
- ・ 今後も引き続き、持続可能な財政運営を行うためには、あらゆる変化に柔軟かつ的確に対応できるよう財政構造の弾力性の確保、将来に向けた財政基盤の確保を行っていく必要があります。

具体的施策

1. 財政構造の弾力性の確保

【目標】：社会経済や行政需要の変化に適切に対応するための施策に充てる財源を確保していくため、自主財源の確保、経常的経費や基準外繰出金の抑制などによる財政構造の弾力性の確保に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ふるさと納税の推進、町税の収納率の向上や未利用財産の売却・貸付などにより、自主財源の確保に取り組みます。
- ・ 事業の費用対効果・不用額の検証やスクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより、経常的経費の抑制に取り組みます。
- ・ 地方公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上により、地方公営企業会計に対する基準外繰出金の抑制に取り組みます。

2. 将来に向けた財政基盤の確保

【目標】：今後の公共施設等の老朽化対策や災害などの不測の事態に備えるため、町債残高の管理や基金残高の確保などによる将来に向けた財政基盤の確保に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 普通建設事業の平準化や繰上償還の実施などにより、町債残高の管理に取り組みます。
- ・ 財源不足の縮減や決算剰余金の活用などにより、基金残高の確保に取り組みます。